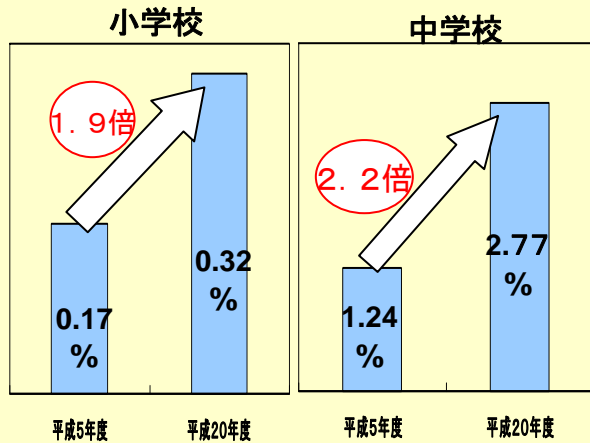


審議經過報告(案)関連資料

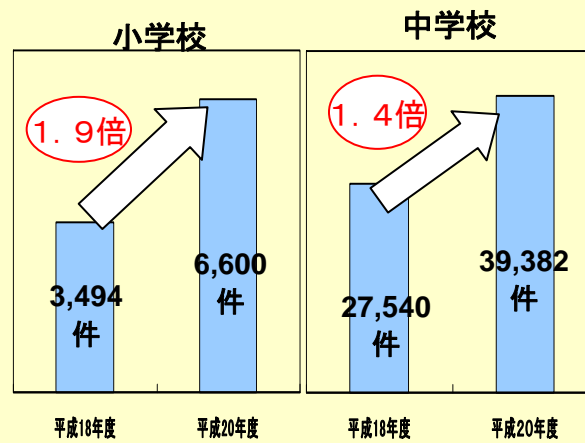
はじめに(学校現場をとりまく課題)

学校現場が抱える問題の状況について

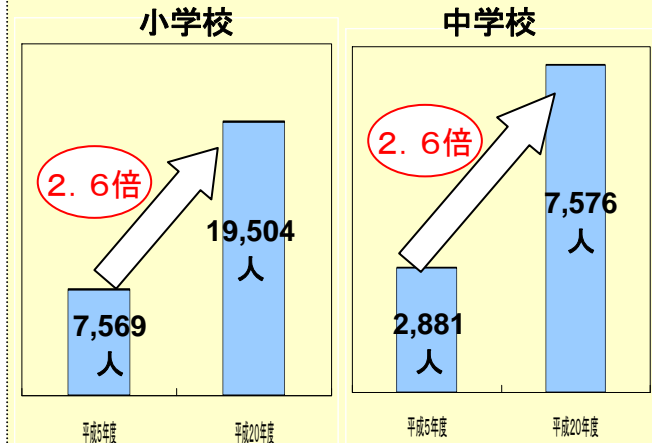
不登校児童生徒の割合



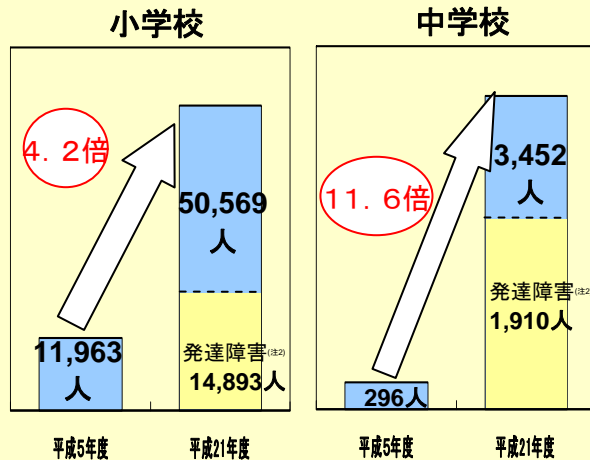
学校内での暴力行為の件数



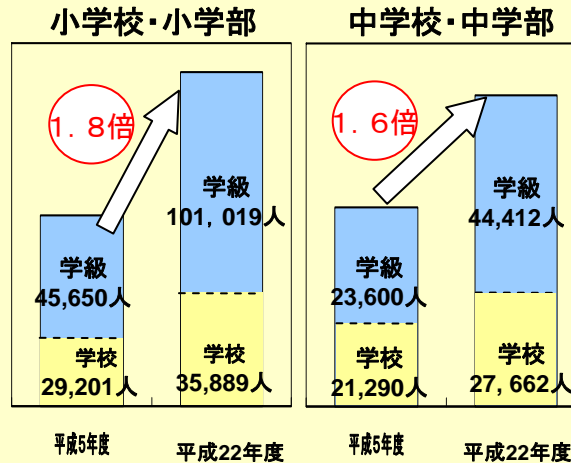
日本語指導が必要な外国人児童生徒数



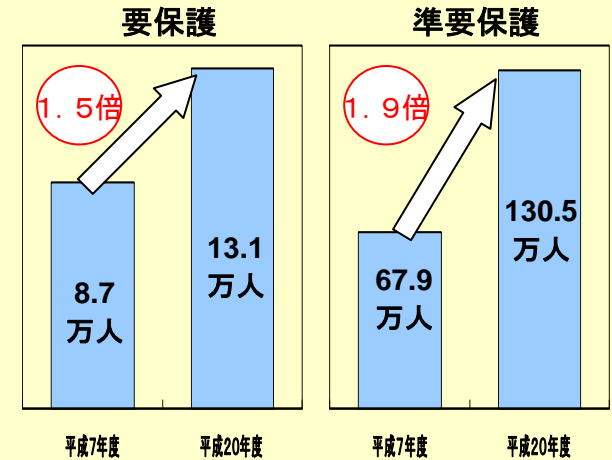
通級による指導(注)を受けている児童生徒数



特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



要保護及び準要保護(注)の児童生徒数

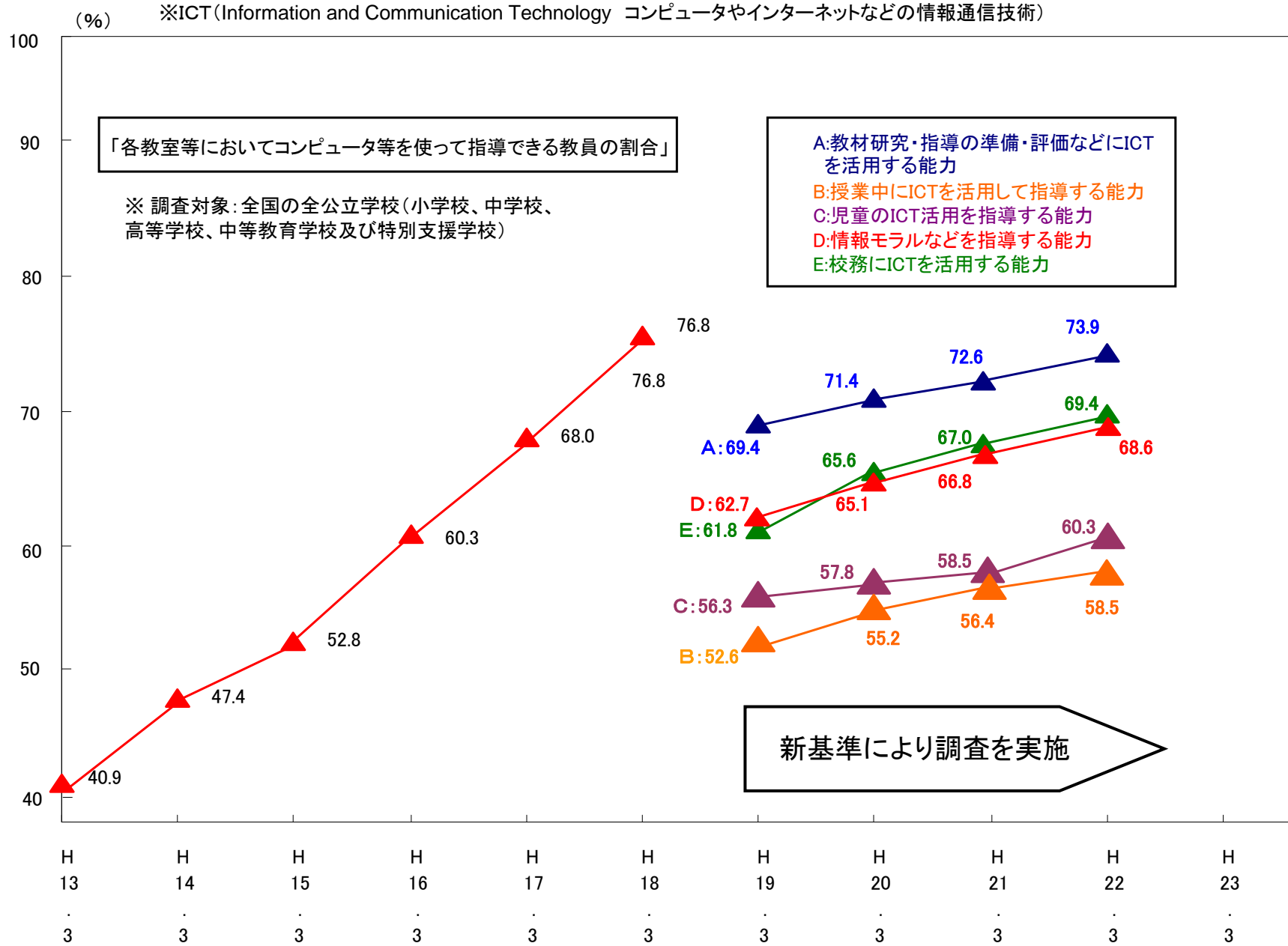


(注) 通常学級に在籍しながら週に1~8単位時間、特別な場で指導を行う教育形態
(注2) 上記は自閉症、LD、ADHDの通級指導教室を利用している数。小中学校における発達障害の児童生徒数は約68万人と推計されている(H14年度)。

(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

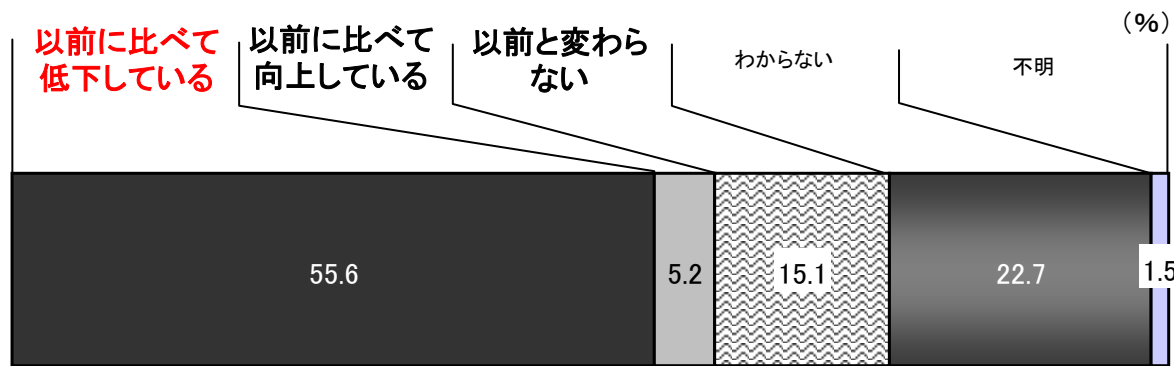
(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

教員のICT活用指導力の推移



地域の教育力に関する意識

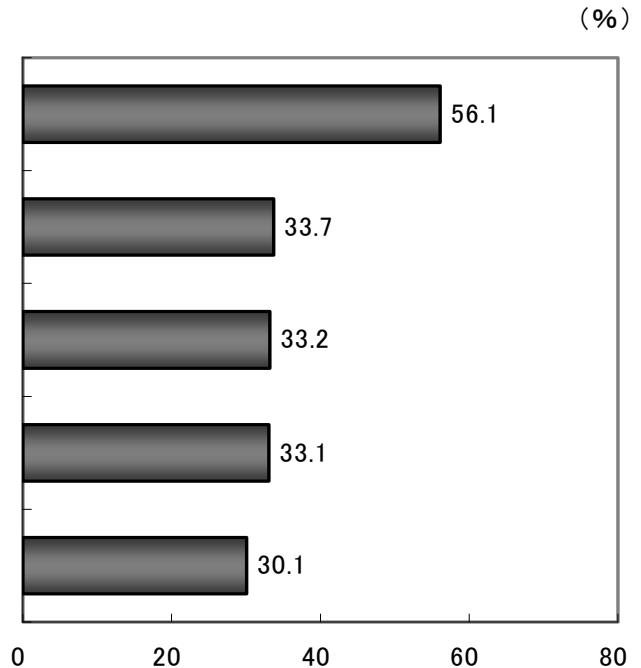
保護者に「地域の教育力」を自身の子ども時代と比較してもらったところ、**過半数が「以前に比べて低下している」(55.6%)と回答**。一方、「以前に比べて向上している」(5.2%)、「以前と変わらない」(15.1%)は低い割合。



その理由

※14項目の中から3つまで選択。上記グラフは上位5項目の回答率。

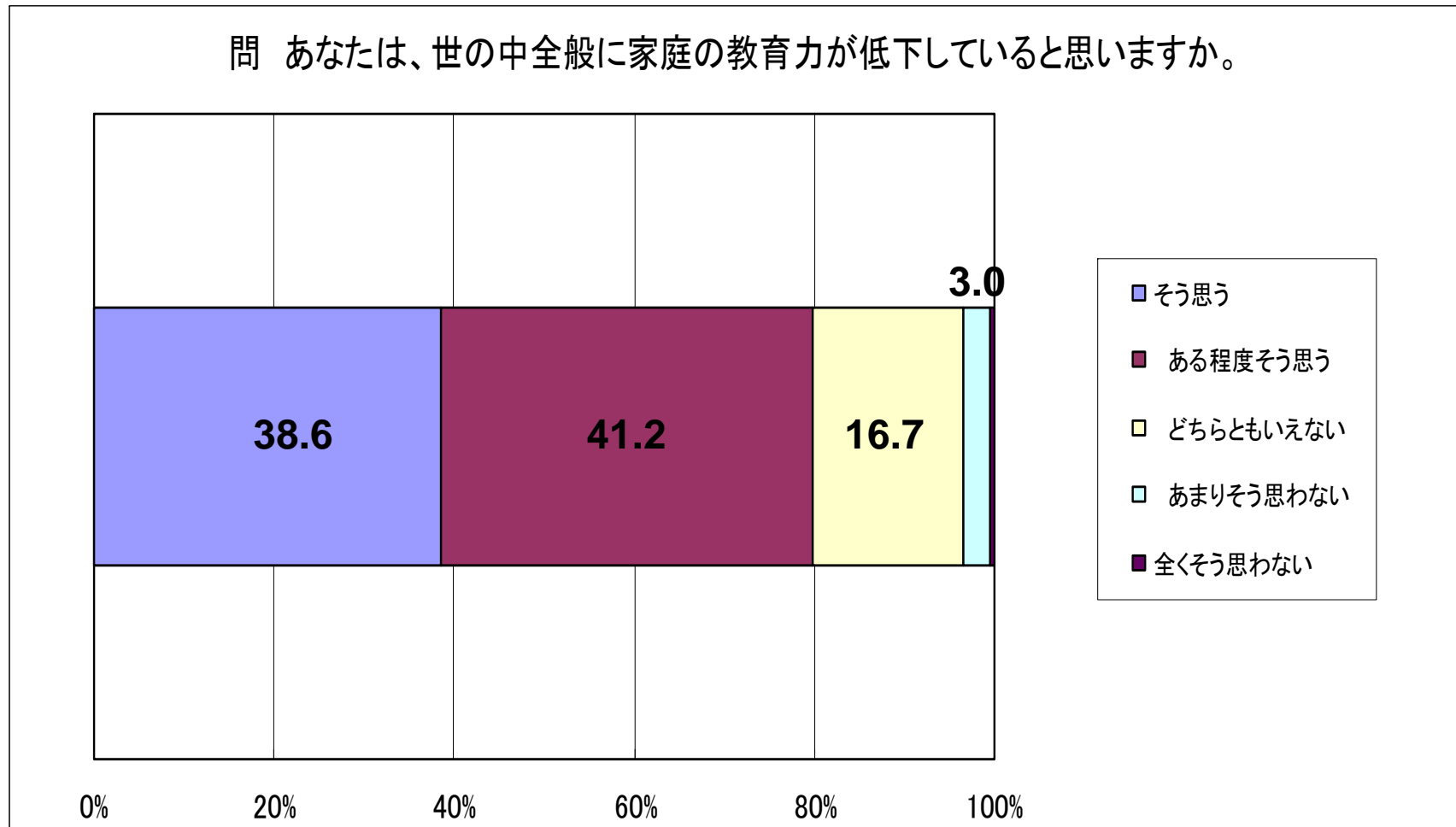
- 個人主義が浸透してきているので (他人の関与を歓迎しない)
- 地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗が増している
- 近所の人々が親交を深められる機会が不足している
- 人々の居住地に対する親近感が希薄化している
- 母親の就労が増加している



家庭の教育力に関する意識

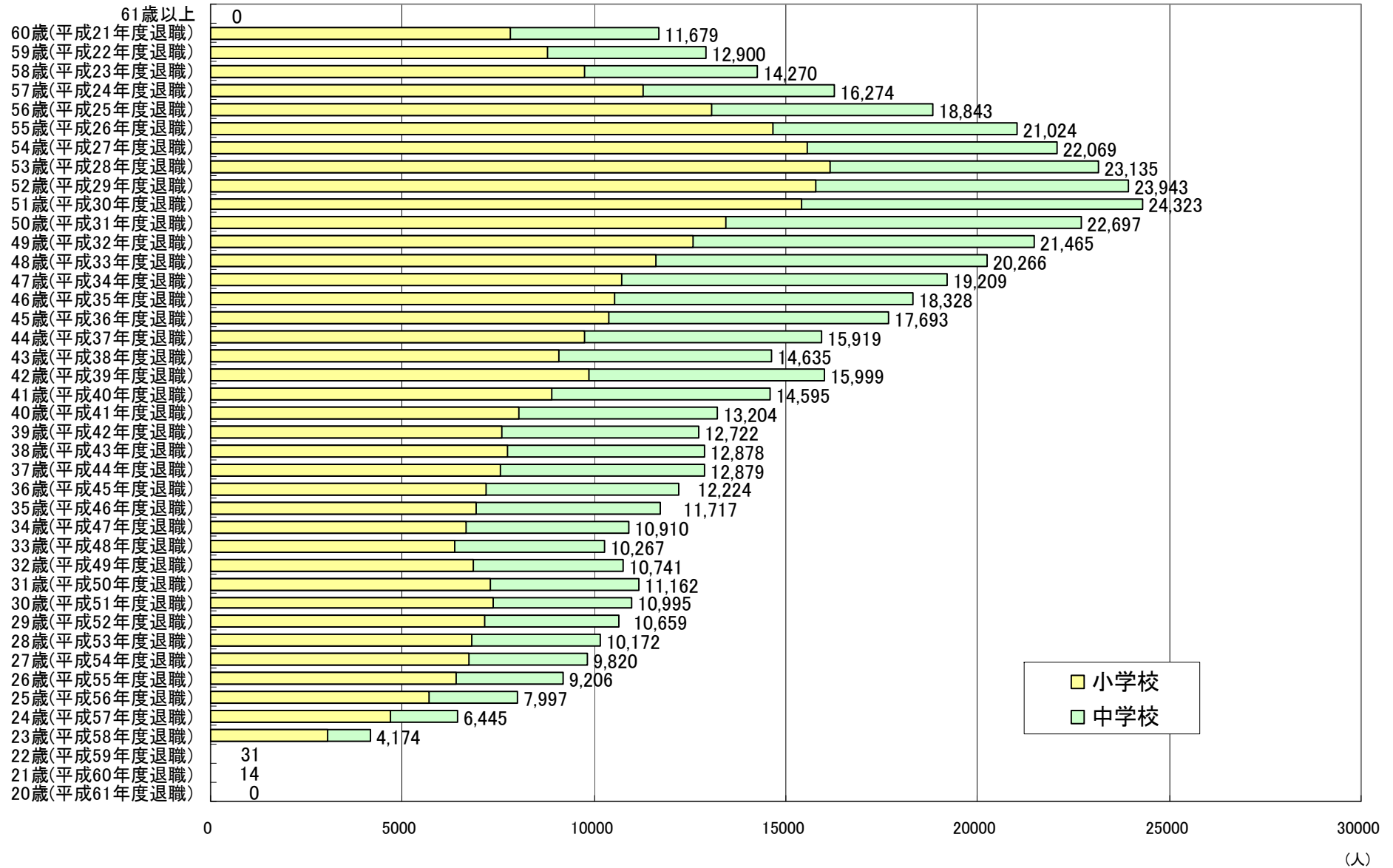
約8割の親が家庭の教育力が低下していると感じ

問 あなたは、世の中全般に家庭の教育力が低下していると思いますか。



出典 文部科学省委託調査「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(平成20年度)
調査対象:0歳~18歳の子どもを持つ20歳~54歳の父母3,000人

公立小・中学校年齢別教員数(平成22年3月31日)



【小学校】 355,134人 44.5歳
 【中学校】 202,349人 44.3歳

【合計】 557,483人 44.4歳

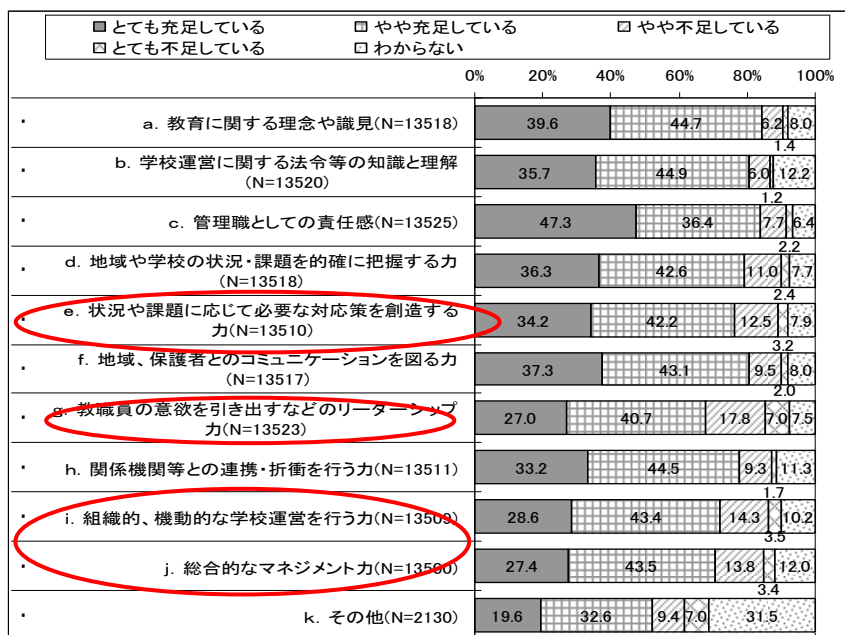
管理職に求められる資質能力の充足度

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より

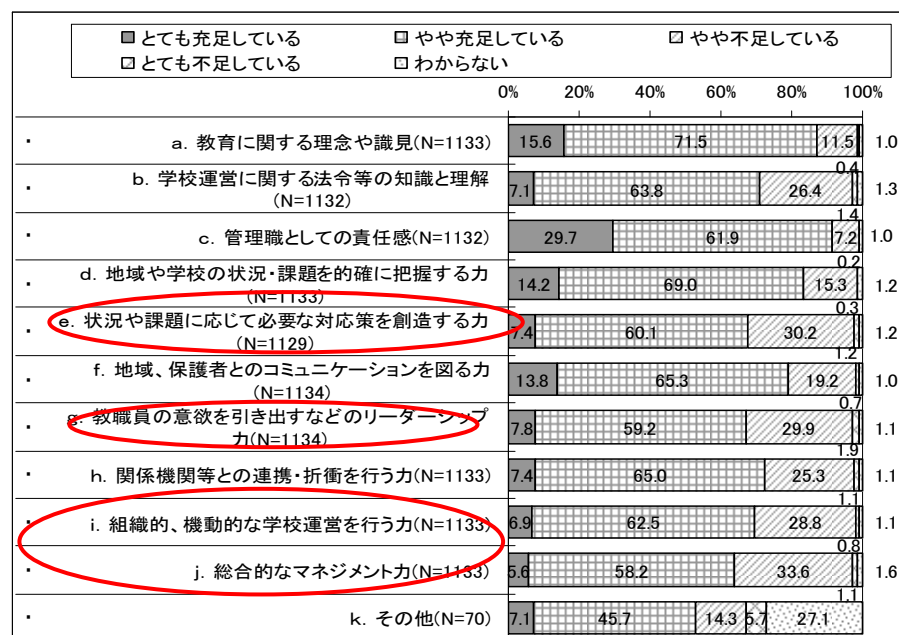
<管理職に求められる資質能力の充足度>

管理職の資質能力の充足度については、「教職員の意欲を引き出すなどのリーダーシップ力」「組織的・機動的な学校運営を行う力」「総合的なマネジメント力」が不足していると回答する割合が高い。

(教員による評価)



(教育委員会による評価)



学校支援地域本部事業基礎データ

学校支援地域本部数	2, 528
実施市町村数	1, 001
対象小学校数	5, 876
対象中学校数	2, 631

平成22年4月現在 委託及び補助事業の総数

今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) 平成18年7月11日中央教育審議会

改革の重要性

現在、教員に最も求められていることは、広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となること。養成、採用、研修等の改革を総合的に進める必要があるが、とりわけ教員養成・免許制度の改革は、他の改革の出発点に位置付けられるものであり、重要。

改革の方向

①大学の教職課程を、教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるものに改革する。

②教員免許状を、教職生活の全体を通じて、教員として必要な資質能力を確実に保証するものに改革する。

改革の具体的方策

1:教職課程の質的水準の向上

—学部段階で責任を持って教員として必要な資質能力を確実に身に付けさせるための改革—

◆大学における組織的指導体制の整備

・「**教職実践演習(仮称)**」の新設・必修化(2単位)
「使命感や責任感、教育的愛情等を持って、教科指導、生徒指導等を実践できる資質能力」を最終的に形成し、確認

・**教育実習における大学の責任ある対応を法令上、明確化**

大学の教員と実習校の教員が連携して指導能力、適性等に問題のある学生は実習に出さない

・「**教職指導**」の実施を法令上、明確化

教職課程全体を通じて、学生に対するきめ細かい指導、助言、援助を充実

・各大学の「**教員養成カリキュラム委員会**」の機能の充実・強化

◆教職課程に係る事後評価機能や認定審査の充実

是正勧告や認定取消を可能とする仕組みの整備

2:教職大学院制度の創設

—より高度な専門性を備えた力量ある教員を養成し、教職課程改善のモデルとなる「教職大学院」制度の創設—

◆名称 教職大学院

◆目的・機能

・実践的な指導力を備えた新入教員の養成

・現職教員を対象に、スクールリーダー(中核的・指導的な役割を担う教員)の養成

◆教育課程・方法

・体系的に開設すべき授業科目の領域(5領域)を定め、すべての領域にわたり授業科目を開設

・事例研究、フィールドワーク等

◆教員組織 実務家教員4割以上

◆修業年限 標準2年

◆修了要件

2年以上在学し、45単位以上修得(10単位以上は学校における実習)

3:教員免許更新制の導入

—養成段階を修了した後も、教員として必要な資質能力を確実に保証する—

◆趣旨

免許状に有効期限を付し、免許状の取得後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新(リニューアル)を図るための制度として、更新制を導入

◆免許状の有効期限 10年間

◆更新要件

有効期限内に免許更新講習を受講・修了すること(直近2年間で30時間)

(講習は、使命感や責任感等をもって指導を実践できる力、その時々で必要な資質能力に刷新(リニューアル)する内容)

◆更新の要件を満たさなかった場合、免許状は失効

(但し、同様の講習の受講により再授与の申請は可能)

◆現職教員にも更新制を適用

免許状に有効期限は付さないが、10年ごとに同様の講習の受講を義務付け、修了しない場合は免許状は失効

4:その他

◆上進制度

勤務実績を適切に評価する方向で改善

◆取上げ事由の強化

分限免職処分を受けた者の免許状の取上げを可能とする方向で強化

教員のライフステージ

【養成段階】

◎**教職課程の質的水準の向上**
(上記と同じ。)

◎**教職大学院の設置**
(上記と同じ。)

【採用段階】

◎採用選考の改善・充実

・人物評価の一層の充実
・教職課程の履修状況の適切な評価
・採用スケジュール全体の早期化
・受験年齢制限の緩和・撤廃、民間企業経験者や退職教員の活用等、多様な人材の登用促進等

【現職段階】

◎現職研修の改善・充実

・10年経験者研修の内容等の見直し

◎人事管理の改善・充実

・条件附採用制度の厳格な運用や、指導力不足教員に対する人事管理システムによる分限制度の厳格な適用を一層推進

◎教員評価の推進

・一人一人の教員の能力や業績を適正に評価し、その結果を処遇に適切に反映

我が国の子どもたちの学力と学習の状況①

◆ 平成22年度全国学力・学習状況調査の結果から

- 平成22年4月20日実施, 7月30日結果公表(提供は教育委員会:7月30日, 学校:8月2日)
- 小学校第6学年, 中学校第3学年の児童生徒(約74万人)が対象
(95%の確率で, 各都道府県の平均正答率が, 誤差1%以内の精度(抽出率約30%))
- 対象教科は国語, 算数・数学(児童生徒と学校に対する質問紙調査も実施)
- 「知識」と「活用」(知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力など)に関する問題を出題

教科に関する調査の結果

○「活用」に関する問題で, 記述式問題を中心に課題が見られる。

※資料や情報に基づいて自分の考えや感想を明確に記述すること, 日常的な事象について, 道筋を立てて考え, 数学的に表現すること 等

○各設問を個別に見ると, 「知識」に関する問題 においても継続的な課題が見られる。

※文の構成を理解し, 伝えたい内容を適切に書いたり, 推敲したりすること, 割合や比例など, 2つの数量の関係を理解すること 等

○中学校調査のうち, 19年度調査を踏まえた問題において, 小学校調査から引き続き課題が見られるものがある。

※スピーチなどにおける話し方の工夫をとらえる, 円の面積をもとめる 等

児童生徒質問紙の結果

○算数の勉強が好きな小学生の割合が21年度と比べやや低くなるなど, 今後注意して見ていくべき項目もあるが, 関心・意欲・態度, 宿題, 基本的な生活習慣等の多くの項目で肯定的な回答をした小中学生の割合が高くなっている。

○3歳から6歳までの間に, 「幼稚園に通っていた」, 「保育所に通っていた」, 「どちらにも通っていなかった」小中学生の順に, 正答率が高い傾向が見られる。

学校質問紙の結果

○国語, 算数・数学の宿題をよく与える, 宿題の評価・指導をよく行う, 国語の指導として書く習慣を身に付ける授業を行う, PTAや地域の人々の参加等, 学力向上のための取組等が増加。

○家庭学習の取組として, 調べたり文章を書いたりしてくる宿題を出していた学校の方が平均正答率が高い傾向が見られる。

我が国の子どもたちの学力と学習の状況②

◆ OECD生徒の学習到達度調査(PISA)の結果から

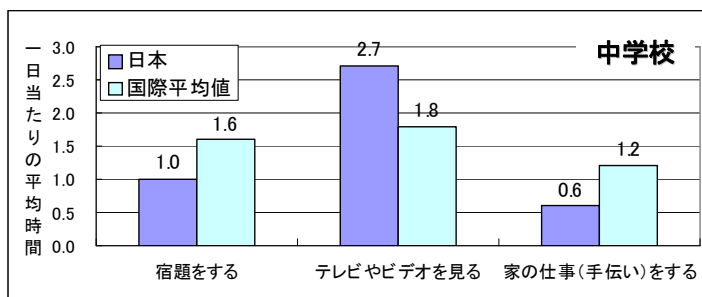
・PISA調査; OECDが15歳児(我が国では高校1年生)を対象に実施

		2000年 平成12年7月調査実施、 翌年12月公表		2003年 平成15年7月調査実施、 翌年12月公表		2006年 平成18年6、7月調査実施、 翌年12月公表		2009年 平成21年6、7月調査実施、 翌年12月公表
読解力 2000年・2009年 調査の中心分野 数学的 リテラシー 2003年調査の 中心分野 科学的 リテラシー 2006年調査の 中心分野	全参加国・地域	<フィンランドに次ぐ 上位グループ> 522点(8位/32カ国) (8位/28)	有意に低下	<OECD平均と 同程度> 498点(14位/41カ国) (12位/30)	有意差なし	<OECD平均と 同程度> 498点(15位/57カ国) (15位/30)	有意に上昇	<上位グループ> 520点(8位/65カ国) (5位/34)
	OECD加盟国		前回と共通領 域の正答率 は変化なし (※1)	<上位グループ> 534点(6位/41カ国) (4位/30)	有意に低下	<OECD平均より 高得点グループ> 523点(6位/57カ国) (10位/30)	有意差なし	<上位グループ> 529点(9/65カ国) (4位/34)
	OECD加盟国		有意差なし	<上位グループ> 548点(2位/41カ国) (2位/30)	共通問題の 正答率は変化なし(※2)	<上位グループ> 531点(6位/57カ国) (3位/30)	有意差なし	<上位グループ> 539点(5位/65カ国) (2位/34)

※1 2000年、2003年の共通領域の結果で比較
※2 出題の枠組みが変わったため、比較可能な共通問題の結果で比較

◆ IEA国際数学・理科教育動向調査(TIMSS2007)の結果から

	小学校			中学校	
	算数	理科		数学	理科
2007年 (第5回)	568点 (4位/36か国)	548点 (4位/36か国)	2007年 (第5回)	570点 (5位/48か国)	554点 (3位/48か国)
2003年 (第4回)	565点 (3位/25か国)	543点 (3位/25か国)	2003年 (第4回)	570点 (5位/46か国)	552点 (6位/46か国)



	勉強は楽しいと思う (小学校)	
	算数	理科
2007年	70%	87%
2003年	65%	81%
国際平均(2007)	80%	83%

・TIMSS調査はIEA(国際教育到達度評価学会)が昭和39年から行っている調査で、2007年は、小学4年生と中学2年生を対象に算数・数学、理科について調査。

・PISA調査のように「活用する力」ではなく、学校カリキュラムを通してどの程度知識が身についたかを調査。

・我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位。平均得点はすべて前回以上だが、統計上の誤差を考慮すると前回と同程度。

・小学校で一部改善が見られるが、学ぶ意欲や学習習慣に課題があり、また、テレビやビデオを見る時間が長く、家の手伝いをする時間が短いなど生活習慣にも課題。

教員養成の在り方について

大学における教員養成の仕組み

- 学位と教職課程における単位の修得により教員免許状が授与される。
- 教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。
(※ 幼稚園及び小学校の教職課程は「教員養成を主たる目的とする」学科等でなければならない。)

学士の学位等

+

教職課程の履修

⇒

教員免許状

学士＝1種免許状が標準

〔 短期大学士：2種免許状
修士：専修免許状 〕

- ① 教科に関する科目
(小：8、中・高：20単位以上)
- ② 教職に関する科目
(小：41、中：31、高：23単位以上)
 - ・ 教職の意義
 - ・ 教育の基礎理論
 - ・ 教育課程及び指導法
 - ・ 生徒指導、教育相談及び進路指導
 - ・ 教育実習(小中：4週間、高：2週間程度)
 - ・ 教職実践演習
- ③ 教科又は教職に関する科目
(小：10、中：8、高：16単位以上)
※ 上記①②から選択

学校種毎に授与
(中学校、高等学校の場合には教科種毎)

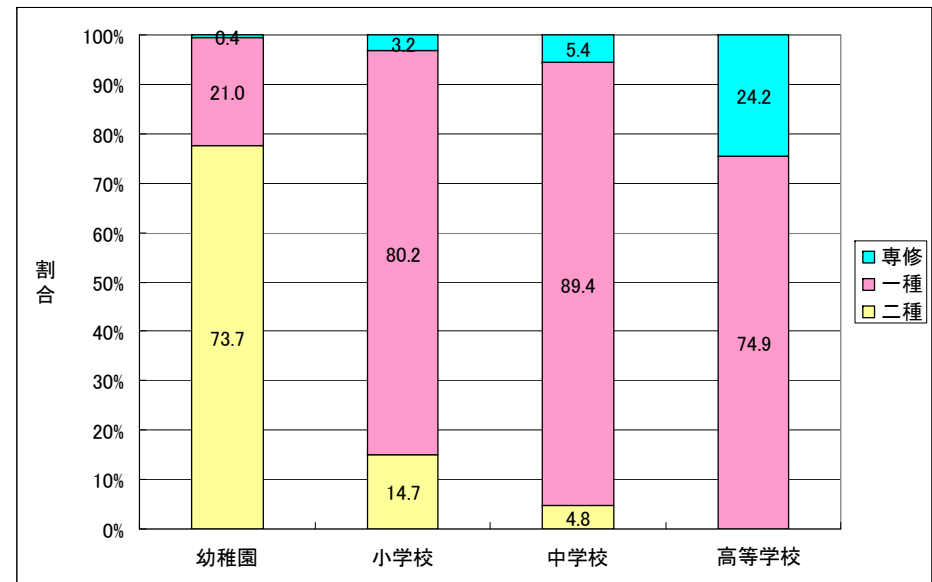
※単位数は1種免許状の場合

所有免許状別教員構成等

<現職教員の免許状種別保有者割合> (平成19年度)

区分	専修免許状	一種免許状	二種免許状
幼稚園	0.4%	21.0%	73.7%
小学校	3.2%	80.2%	14.7%
中学校	5.4%	89.4%	4.8%
高等学校	24.2%	74.9%	

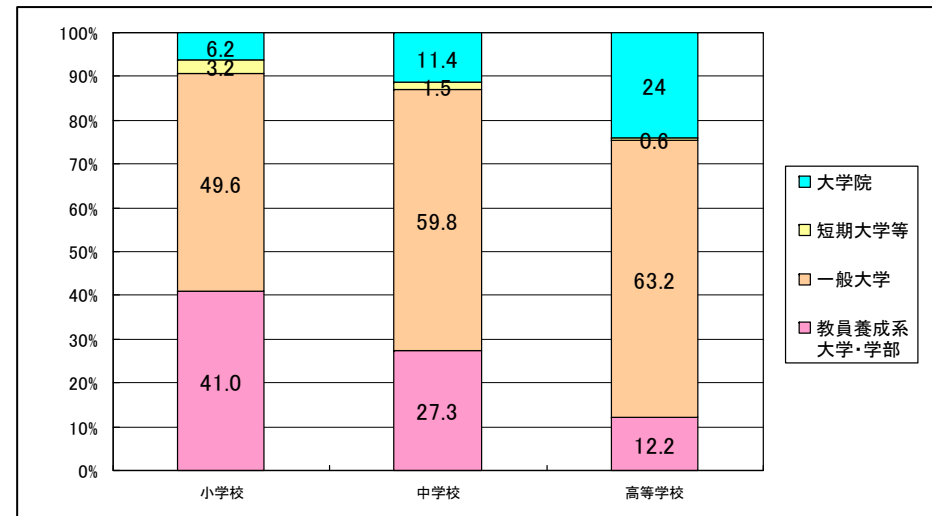
(学校教員統計調査)



<公立学校教員採用者の学歴別内訳> (平成22年度)

区分	小学校	中学校	高等学校
教員養成系大学・学部	41.0%	27.3%	12.2%
一般大学	49.6%	59.8%	63.2%
短期大学等	3.2%	1.5%	0.6%
大学院	6.2%	11.4%	24.0%

(教職員課調べ)



免許状取得者数及び教員採用者数について

授与年度	免許状取得者数(人)	教員採用者数(人)
昭和39年度	49,464	32,936
昭和44年度	131,973	36,747 ※
昭和50年度	152,915	53,413
昭和56年度	168,433	56,591
昭和62年度	142,152	44,228
平成5年度	128,342	33,586
平成11年度	115,669	26,895
平成17年度	117,903	40,156

●免許状取得者数:教職員課調べ

●教員採用者数:学校教員統計調査(採用年度は授与年度の翌年度)

調査対象は国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校・聾学校・養護学校(現在の特別支援学校)、中等教育学校
ただし、※の調査対象は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校・聾学校・養護学校(現在の特別支援学校)及び私立の幼稚園、高等学校

<参考>

・平成17年度教員免許状取得者数
(教職員課調べ)

小学校	中学校	高等学校
16,576	51,190	73,509

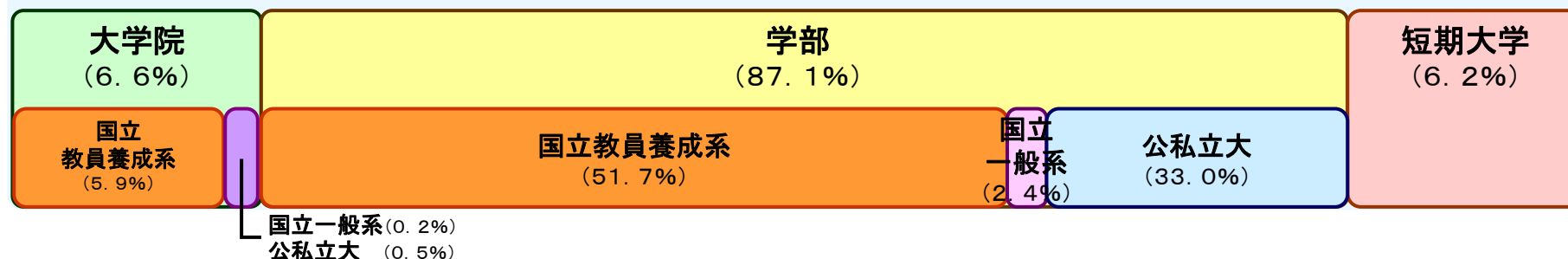
・平成18年度国公立学校教員採用者数(新卒者)
(学校教員統計調査)

小学校	中学校	高等学校
5,025	2,088	1,656

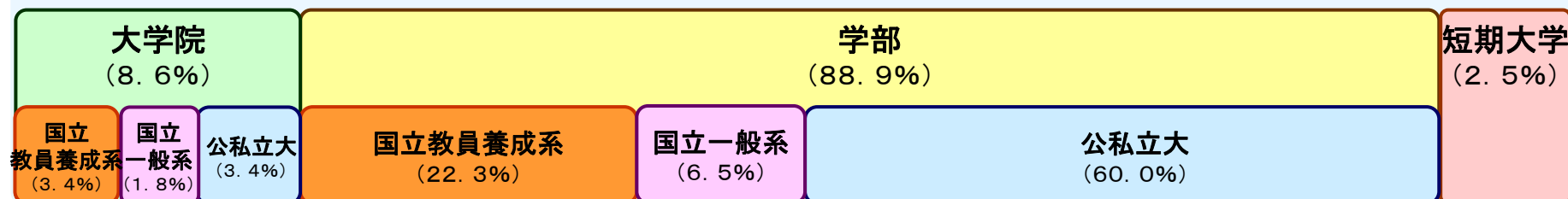
養成機関別新規学卒者免許状取得者数

※平成21年3月卒業者の免許状取得状況

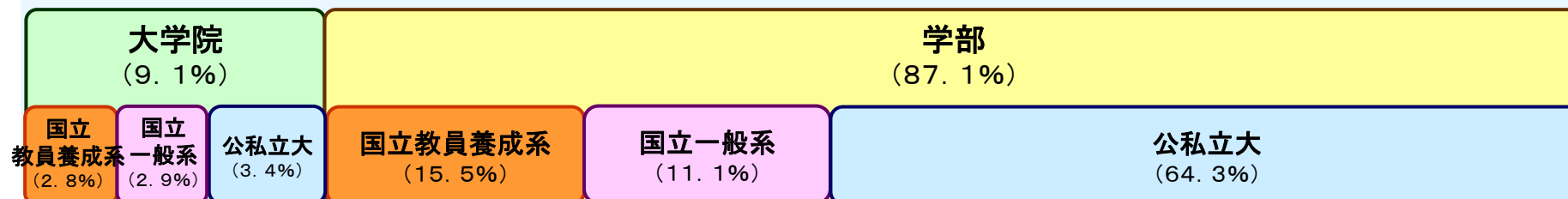
小学校教員免許状取得者数: 1万7,604人



中学校教員免許状取得者数: 4万9,882人



高等学校教員免許状取得者数: 6万6,546人



教員養成の現状

1. 課程認定数

	大学				短期大学				大学院			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
大学等数	82	75	576	733	0	21	357	378	85	69	447	601
課程認定を有する大学等数	76	50	465	591	0	12	261	273	79	35	310	424
割合	92.7%	66.7%	80.7%	80.6%	0.0%	57.1%	73.1%	72.2%	92.9%	50.7%	69.4%	70.5%

2. 国立教員養成系大学・学部の現状(平成22年度)

学部

- 設置状況: 44大学44学部(うち単科大学11)
- 課程・入学定員

	大学数	入学定員		合計
		教員養成課程	新課程	
	44	10,498	4,357	14,855

※ 新課程: 教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を、教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。

大学院(修士課程)

- 設置状況

設置大学数	研究科数	専攻数	入学定員
45	45	173	3,333

教職大学院(専門職学位課程)

- 設置状況

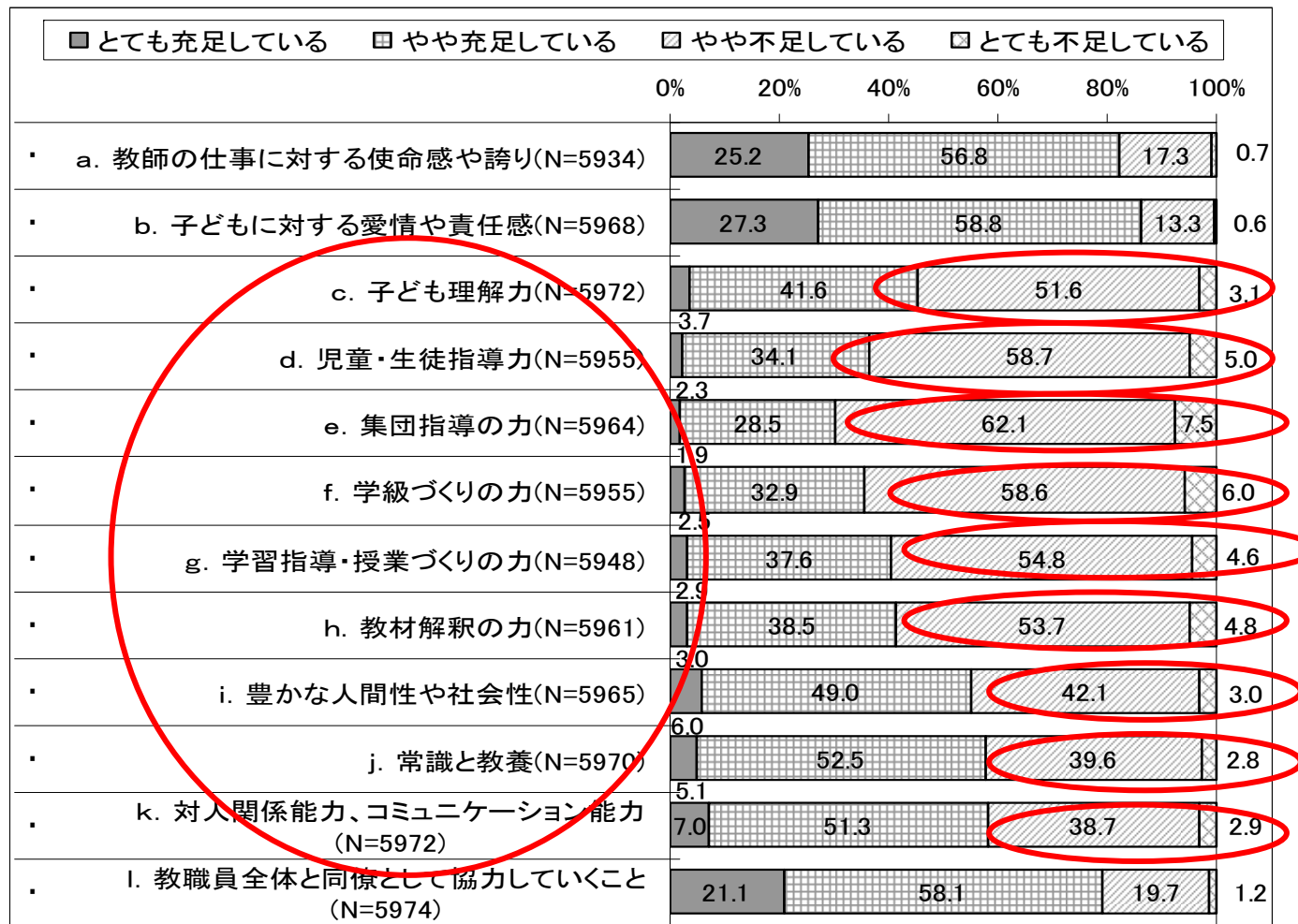
区分	設置大学数	入学定員
国立	19	645
私立	6	195
計	25	840

校長の初任者教員に対する評価

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より

＜初任者教員の資質能力の充足度＞（校長による評価）

ほとんどの項目で「やや不足している」「とても不足している」とする割合が4割を超えており、校長の初任者教員に対する評価は厳しい。



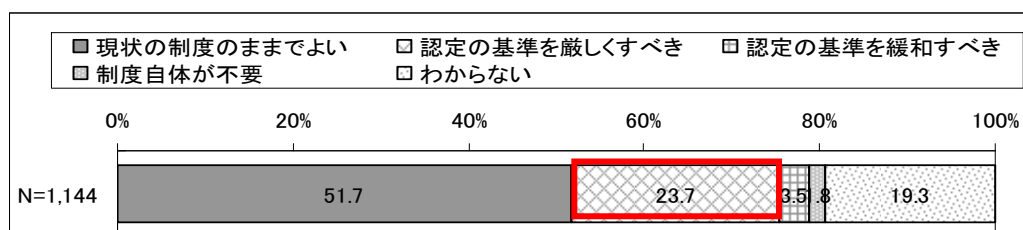
教職課程の認定の厳格化・事後評価の実施について

「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果(速報)」より

<教職課程の認定制度の是非>

2割以上の教育委員会が教職課程の「認定の基準を厳しくすべき」と回答。

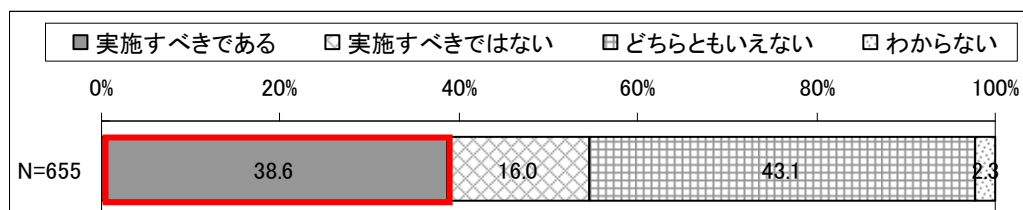
(教育委員会)



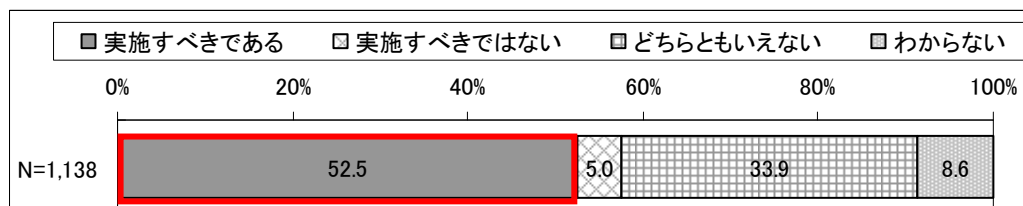
<教職課程の運営に関する事後評価・確認の是非>

事後評価・確認を「実施すべきではない」とする意見に比べ、「実施すべきである」とする意見の方が
多い。

(教育委員会)



(大学)



各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)①

○ 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申案)

(中央教育審議会総会(第73回)配付資料)

第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策

2. キャリア教育の充実方策

(3) 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

① 教職員の意識や指導力の向上

- 加えて、教員養成において、キャリア教育に関する必要な知識や指導方法を修得させることも、指導力の向上を図る上で効果的と考えられる。このため、教員養成課程の中でキャリア教育に関する内容を充実することについて、今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行う中で検討されることが期待される。

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

3. 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の充実

(2) 専門学科における職業教育

④ 専門学科における職業教育の充実のための環境整備

(イ) 教員の指導力の向上、実務経験を有する者の教員への登用の促進

- また、地元企業を退職した熟練の知識・技能を有する者等、実務経験を有する者が学校で指導することも必要である。このため、教員採用に当たり、特定の経歴等を持つ者に対する選考方法や、特別免許状を活用した選考等の事例集を作成・配布するなど特別非常勤講師制度・特別免許状制度の活用や、ティームティーチング等による専門学科の取組を促すことが考えられる。

今後、教員の資質能力向上方策の見直しを行っていく中で、専門学科の教員の免許状の在り方についても検討していくことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)②

- 中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会における
論点整理 (中央教育審議会総会(第73回) 配付資料)

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

(2) 教職員の養成・研修制度の在り方

- ① すべての教員が特別支援教育についての専門性を持っていることが望ましい。現在、教員養成段階で、特別支援教育に関する内容を取り扱うことになっているが、通常の学級の担任、特別支援学級担当教員について何らかの専門性向上のための方策を検討していく必要がある。例えば、通常の学級の教員については、大学で特別支援教育関係の単位を修得することが望ましい。また、小・中学校等において特別支援教育を担当する教員(特別支援学級や通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター)のための免許状を創設することなども考えられる。さらに、特別支援学校教諭の免許状を保有せずに特別支援学校の教員となることが可能とされている現行制度の見直しを検討する必要がある。今後、教員免許制度全般についての検討の中で、特別支援教育関係の単位修得や免許制度の在り方等について検討される必要がある。

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(答申)
(平成19年2月2日 文化審議会)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

6. 国語の正しい理解

- ・学校教育に携わるすべての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を進める。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)③

- 教育の情報化ビジョン(骨子)～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～
(平成22年8月26日 文部科学省)

第六章 教員への支援の在り方

1. 教員の役割と情報通信技術の活用指導力養成

(教員の養成・採用)

- 教職課程の認定を受け教員を養成する大学等においては、教育職員免許法施行規則により、「情報機器の操作(2単位)」や「教育課程及び指導法に関する科目」として「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)」の履修が必須とされている。

現在、中央教育審議会において、教員の資質能力の総合的な向上方策について検討されているところであり、この中で、ICT活用指導力の育成、特に情報教育を担当する教員の免許の在り方等の課題についても十分検討する必要がある。今後、中央教育審議会における検討を踏まえつつ、教員養成を行う大学や教職大学院等においては、教育委員会や教育センター等とも連携し、これらの課題に対応する新たな教員養成カリキュラムの開発やそれに基づく効果的な履修体制の構築等を図る必要がある。

- また、教員養成学部(附属学校を含む)をはじめ、大学の教職課程等においては、教員を目指す学生が授業や実習を通じて情報端末・デジタル機器やソフトウェアに触れる機会の充実を図ることが必要である。教員養成学部と密接に連携して教育実習や教育研究を行う役割を果たしてきている附属学校、既に先進的に取り組んでいる学校については、教育の情報化と21世紀にふさわしい学びと学校の創造のために牽引的な役割を果たすことが期待される。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)④

- 知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて
(平成21年8月31日 科学技術・学術審議会人材委員会)

第4章 次代を担う人材の育成

1. 才能を見出し、伸ばす取組の充実

(1) 理数好きな子どもの裾野の拡大

一方、教員に関しては、現状では、小学校の教員の約6割が理科を指導するのが苦手という調査もあることから、例えば、大学は、教員養成の段階において、教育委員会等と連携して、観察・実験実習の機会を増やすとともに、科学技術と社会とのつながりに関する講義を充実させるなどの取組を進めるべきである(図56)。また、理科専科や小・中学校の連携等により、理工系出身者を小学校の教員として登用していくことも進めるべきである。国は、引き続き、小中学校の理数教育指導において中核的役割を果たす教員の養成を支援すべきである。

- 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針
(平成16年9月24日 閣議決定)

2 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進のための施策

① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

イ 学校の教職員の資質の向上

さらに、大学の教育学部等の教員養成課程においても、環境教育を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授することが必要です。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑤

○第3次男女共同参画基本計画

(平成22年12月17日 閣議決定)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

1 男女平等を推進する教育・学習

ア 教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進

・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進する。

○わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画

(平成18年3月30日「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議)

4. ESDの推進方策

(2)国内における具体的な推進方策

(二)能力開発、人材育成

なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。

(3)各主体に期待される取組

(チ)教員養成・研修機関

教員がESDに関する知識や技能を有していることにより、児童生徒への効果的なESDが可能となるため、教員養成・研修機関には以下のような取組や役割が期待されます。

・大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

○高等学校における地理歴史科の履修形態の改善に関する要請

(平成22年4月16日 地理学連携機構)

世界史のみ必修という制度は、教員免許取得上でも問題を抱えています。高等学校地理歴史科教員免許状の取得のために、高等学校で世界史と日本史しか履修していない学生が、大学においてわずかな地理学の単位を取得するだけで地理歴史科の免許を取得し、高等学校の現場に出る傾向が増加しています。すなわち、中学校レベルの知識と大学での最低限の単位取得のみで高等学校の地理の授業を担当することになります。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑥

○現代的課題を切り拓く地理教育

(平成19年9月20日 日本学術会議 人文・経済地理と地域教育分科会、人類学分科会)

2.6 地図/GISに関する教員のスキルの向上と教育現場での地図/GIS利活用の推進

地図/GISに関する基礎的知識や技能の習得により、地理空間情報を活用した学習の習慣を身につけ、地域の自然、文化や歴史に愛着を感じ、地域づくりに参画できる能力、国際化や地方分権を理解する人材を育成することが求められている。学校教育の中で地図/GISを積極的に利活用することが重要であるが、そのためには、教員の地図/GISに関する基礎知識や技能の向上が必要である。地理教育の充実を図るべく教員養成カリキュラムに地図/GISに関する科目を新設し、現職教員への地図/GIS研修なども実施すること。

○成長を支える人材の育成に関する研究会 中間報告

(平成22年10月20日 産業競争力懇談会(COCN))

5. 政府・地方自治体・教育委員会への要望

(4)教員の養成及び教育現場の改善

①教員の養成方法改革

- ・産業界は理科教育支援を継続的に行うスタンスではあるが、教育の場面での理科離れ問題への対応のポイントは、やはり先生方の理科教育の力を伸ばすこと、そして小学校の理科教育の実施方法を改善することであろう。
- ・まずは教員養成の場である大学の教育学部で、理科が好きで、理科教育にも熱心に取り組める教員を養成することが第一といえる。そのためには、学生の選抜を含めて、教員養成課程のカリキュラムを変更することも選択肢の一つと考えられる。
- ・また、小学校においては理科専任の教員を設置して、理科の授業はクラス担任の教員が教えるのではなく、その理科専任の教員が教えるようにすべきであろう。理科教育に情熱を持って取り組める教員が担当にならないと、子どもたちの理科への興味や関心を醸成することは困難と思われる。
- ・こういった理科教員の養成に関する企業側の支援としては、特に小学校教員養成課程に関しては、小学校の理科教育で使える実験材料や実験方法についてのヒントの提供や、授業のコンテンツ提供を目的とした企業の取り組みを紹介する講座の設定等が候補として考えられる。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑦

○理科系人材問題解決への新たな挑戦

(平成22年6月28日 公益社団法人経済同友会)

3. 理科系人材問題の解決に向けた挑戦・政策

(6)教員の確保と資質向上

- ①理科好きな教員を増やすため、そして初等教育から専門性を持つ教員による授業を行うために、理科系学部でも小学校教員免許の取得を可能にする
- ②教員の社会性と専門性を継続的に向上させるために、リカレント教育や教職大学院と理科系大学院の連携の強化など、教員養成方法を改善する

○理科好きの子どもを育てるための提言

(平成22年8月 技術同友会)

現状認識

③理科系がよく分かる教師が少ない

小学校の教師になるには、多くの専門単位を取らなければならないので、理系の学生には難しい。教員養成課程では理科教育法は数単位で免許の取得が可能で、また教員養成課程への入学も文系の受験勉強で可能なので、現実には理系のバックグラウンドでない教員が理科を教えることが多くなる。結局、理科系がよくわかる先生があまり多くないということが問題である。

○理科教育の復興策に関する提言

(平成22年12月 地球を考える会)

4. 理科教育の危機的状況の改革を促進すること

小学校で理科を教える教員の多くが、理科の観察実験指導に苦手意識をもちつつ理科を教えている。中学校理科教員においても、指導が苦手な分野をもつ教員が少なくない。特に若手教員にその割合が高く、苦手意識を克服する研修機会も殆どない状況である。理科の基礎的指導力に関する研修機会を一刻も早く充実させるとともに、基礎的な観察実験能力を習得させていない大学における現在の教員養成システムを改革することを要望する。特に小学校の教員の養成において、理科に関する教育をより充実すべきである。具体的には、小・中・高校の各段階で、理科を教える教員に必須の知識と技能を基準として示し、養成段階でその基準に到達できるようにすべきである。教員を目指す学生には、高校で一定範囲の理科の履修を大学入学要件に課すことも検討すべきである。

各種答申等における教員養成に関する記述(抜粋)⑧

○これからの教師の科学的教養と教員養成の在り方について

(平成19年6月22日 日本学術会議)

4 科学的教養のための教師教育政策への長期的提言

(1) 教員養成を学部レベルの教育から大学院レベルの教育に移行する改革の実施

日本における教員養成はいまだ学部段階を中心としており、他の多くの先進諸国に比べ高度な教養の育成を大学院で実施する点では大幅に立ち遅れた状況にある。今後学部段階において専門基礎の学習と科学的教養を培い、教員養成を専門家教育として修士課程を中心に行うよう、教員養成制度全体をグレードアップしていく必要があり、また実践を通してその高度専門職性を認定していくことが必要である。

教職大学院（専門職学位課程）制度の概要

1. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

- ① **実務家教員**(教職等としての実務経験のある教員)を**必要専任教員の4割以上**置くことを法令上規定。
- ② 45単位のうち10単位以上は学校等での**実習を行うよう義務化**。
- ③ 既存の修士課程では学生が専門分野の研究に従事しているが、教職大学院では研究指導を受けることや**修士論文の提出が義務づけられていない**。
- ④ 大学は7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務づけられているが、さらに、**教職大学院は5年に1回、分野別の認証評価**が義務づけられている。

2. 現状(平成22年度)

- ① **教員就職率** (臨時的任用を含む) 【平成22年3月卒業者】
: **90.0%** (国立教員養成大学・学部59.6%)
- ② **入学定員充足率** : 95.5% (前年度より5.1%増)
- ③ **志願者数** : 1,198人 (前年度より73人増)
- ④ **入学者数** : 802人 (前年度より55人増)
[現職教員 391人 (前年度より8人増)
学部新卒学生等 411人 (前年度より47人増)]

教職大学院の現状（平成22年度）

設置年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置	設置年度	大学院名	研究科・専攻名	入学定員(人)	位置		
1	20	北海道教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	45	北海道	20	21	聖徳大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	千葉県
2	20	宮城教育大学大学院	教育学研究科 高度教職実践専攻	32	宮城県	21	20	創価大学大学院	教職研究科 教職専攻	25	東京都
3	21	山形大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	20	山形県	22	20	玉川大学大学院	教育学研究科 教職専攻	20	東京都
4	20	群馬大学大学院	教育学研究科 教職リーダー専攻	16	群馬県	23	21	帝京大学大学院	教職研究科 教職実践専攻	30	東京都
5	20	東京学芸大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	30	東京都	24	20	早稲田大学大学院	教職研究科 高度教職実践専攻	70	東京都
6	20	上越教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	50	新潟県	25	20	常葉学園大学大学院	初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻	20	静岡県
7	20	福井大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	30	福井県	25大学			840人		
8	22	山梨大学大学院	教育学研究科 教育実践創成専攻	14	山梨県						
9	20	岐阜大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	20	岐阜県						
10	21	静岡大学大学院	教育学研究科 教育実践高度化専攻	20	静岡県						
11	20	愛知教育大学大学院	教育実践研究科 教職実践専攻	50	愛知県						
12	20	京都教育大学大学院	連合教職実践研究科 教職実践専攻	60	京都府						
13	20	兵庫教育大学大学院	学校教育研究科 教育実践高度化専攻	100	兵庫県						
14	20	奈良教育大学大学院	教育学研究科 教職開発専攻	20	奈良県						
15	20	岡山大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	岡山県						
16	20	鳴門教育大学大学院	学校教育研究科 高度学校教育実践専攻	50	徳島県						
17	21	福岡教育大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	福岡県						
18	20	長崎大学大学院	教育学研究科 教職実践専攻	20	長崎県						
19	20	宮崎大学大学院	教育学研究科 教職実践開発専攻	28	宮崎県						

教職大学院の質の保証

① 認証評価

大学には7年ごとに機関別の認証評価を受けることが義務付け。

さらに、教職大学院には、5年に1回、分野別の認証評価を義務付け。

- 教職大学院に関する認証評価機関として、平成22年3月に、「教員養成評価機構」が認証評価団体として認証され、平成22年度から認証評価を実施。
平成22年度は6大学について実施。平成23年3月に評価結果の公表を予定。
- 「教育の課程と方法」、「教育の成果・効果」、「教育委員会及び学校等との連携」などの項目について評価。

★教員養成評価機構が行う認証評価には、大学サイドに加え、

- ・全国都道府県教育長協議会
 - ・全国連合小学校校長会
 - ・全日本中学校長会
 - ・全国高等学校長協会
 - ・全国特別支援学校長会
 - ・(社)日本PTA全国協議会
- 等の学校関係者が参加

② 設置計画履行状況等調査（アフターケア）

平成22年度調査対象23大学のうち13大学に実地調査を実施。

(平成21年度 24大学中、留意事項を付された大学・・・20大学)

【主な留意事項】

- ・実務家教員と研究者教員との協働体制の整備
- ・実習の位置付け・在り方の十分な検証
- ・教員委員会との連携
カリキュラムや教育方法などの運営全般に関して教育委員会等の要望を踏まえた改善を行うこと
- ・**入学者の確保**
学生の質を保ちつつ、安定的に定員を確保すること

教員免許制度について

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別） ※詳細は別紙

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者
都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
- ・特別免許状 } 授与を受けた
- ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H20年度授与件数: 217, 626件

(内訳) 専修免許状: 15, 599件 一種免許状: 154, 590件 二種免許状: 47, 437件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔 教科に関する科目
教職に関する科目 〕

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H20年度授与件数: 56件

(平成元~H20年度総授与件数: 346件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H20年度授与件数:

9, 598件

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体)の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H20年度届出件数:

21, 359件

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域(例: 看護、芸術等)を担当する非常勤講師に充てることができる。

② 専科担任制度

H14. 7. 1~H21. 3. 31の合計件数:

中学校免許状による小学校専科担任数 24, 070件

高等学校免許状による小学校専科担任数 4, 608件

高等学校免許状による中学校専科担任数 780件

中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。(例: 中学校の理科の教員が、小学校の理科授業を行う)

高等学校の専門教科等の免許状を有する者は、中学校において、相当する教科等の教諭等となることができる。

(別紙)

普通免許状の種類について

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

近年の教員養成・免許制度の主な改革

○:免許制度に係るもの ※:大学等の設置に係るもの

○ 昭和63年

- ・ 普通免許状の種類を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類に
- ・ 二種免許状のみ有する教員に一種免許状取得の努力義務を課す
- ・ 免許状授与に必要な専門教育科目の単位数の引き上げ
(例:小学校一種免許状11単位増)
- ・ 社会人の学校教育への活用
(特別免許状、特別非常勤講師制度の創設)

○ 平成9年

- ・ 小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験の義務付け(7日間)

○ 平成10年

- ・ 教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とする方式の導入
(「教科又は教職に関する科目」の新設)
- ・ 教職に関する科目の充実
(例:中学校一種免許状 19単位→31単位)
- ・ 社会人活用の促進
(特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長等)

○ 平成12年

- ・ 現職教員が専修免許状を取得する際に必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止
(6単位まで低減→15単位の修得が必要)
- ・ 高等学校の免許教科の新設(情報、福祉等)
- ・ 特別免許状保有者が普通免許状を取得できる制度の創設

○ 平成14年

- ・ 他校種免許状による専科担任制度の拡充
- ・ 隣接校種免許状の取得の促進
- ・ 特別免許状制度の改善(学士要件、有効期限の撤廃)
- ・ 免許状の失効等に係る措置の強化
(懲戒免職処分を受けた者は免許状失効等)

○ 平成16年

- ・ 栄養教諭免許状の創設

※ 平成17年

○ 平成18年

- ・ 特別支援学校教諭免許状の創設

- ・ 教員分野に係る大学の設置等に関する抑制方針を撤廃

○ 平成19年

- ・ 教員免許更新制の創設

※ 平成19年

- ・ 教職大学院制度の創設

○ 平成20年

- ・ 教職実践演習の新設、教職課程への是正勧告・認定取消しの制度化

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の 改革に関する法律案(民主党提出)の概要

概要

- 現行制度における普通免許状を、6年制の養成課程による一般免許状(大学院修士レベル)と専門免許状(一般免許状の授与を受け8年の実務経験を経た後、教職大学院で単位修得。教科指導、生活・進路指導、学校経営の各専門分野毎に授与)に区分することにより、教員養成を6年制とする。専門免許状(学校経営)は管理職登用の条件となる。
- 現行2～4週間の教育実習を1年に延長。
- 普通免許状は文部科学大臣が授与。

審議経過

平成21年3月25日 参議院提出。
6月10日 参議院可決。
衆議院回付、審議未了廃案。

教員免許更新制の概要

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることが目的。 <教員免許更新制の導入:平成21年4月1日>

1. 免許状の有効期間の更新

- (1) 普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間を定める。
 - (2) 都道府県教育委員会は、以下の者から申請があった場合に、その免許状の有効期間の更新をすることができる。
 - ① 文部科学大臣の認定を受けた30時間以上の免許状更新講習の課程を修了した者
 - ② 免許状更新講習の受講を免除される者
 - 教員を指導する立場にある者
 - 優秀教員表彰者
- ※知識技能が不十分な者は不可
- (3) 現職教員にも同様の制度を適用する。
 - 旧免許状(平成21年3月31日以前に授与された免許状)には有効期間は定められない。
 - 旧免許状を有する教育職員等は、免許状更新講習を修了確認期限までに修了しなかった場合、その者の免許状は効力を失う。
 - 受講対象者は、毎年約85,000～89,000人程度

2. 免許状更新講習

- (1) 免許状更新講習を開設できる者
大学、指定養成機関、都道府県等の教育委員会、独立行政法人・公益法人など
- (2) 免許状更新講習の内容
 - ① 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項(12時間以上)
 - ② 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項(18時間以上)

3. 実施のための取組

- 平成22年度予算において、教員免許制度の抜本的な見直しの方向性が示されるまでの間、へき地等で講習を開設する大学への補助など、大学における教員の現職教育への支援等を行うための経費として約2億4千万円を計上

教員免許更新制について

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで昨年10月21日及び本年6月3日にお知らせしたところですが、これに加え、改めて以下のとおりお知らせいたします。

関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 教員免許更新制の在り方については、中央教育審議会における審議など、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討することとしておりますが、一定の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。現職教員の方は、現行制度に従って、定められた期間内に免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者の認定を受けることが必要です。
2. 特に今後、来年3月31日に修了確認期限が到来する方については、更新講習の受講を終了し、来年1月末日までに免許管理者宛てに修了確認等の申請を行うことが必要になります。免許管理者・任命権者におかれては、それらの現職教員の方に対する周知、受講機会の確保等につき、適切な対応をお願いいたします。
3. また、免許状更新講習を開設する大学等におかれましては、現職教員の十分な受講機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国の補助事業の活用も検討の上、引き続き免許状更新講習の開設や、質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

教員免許更新制における免許状更新講習の受講等について

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで昨年10月21日、本年6月3日及び9月16日にお知らせしたところですが、これらに加え、以下についてお知らせいたします。関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 教員免許更新制に関しては、来年3月31日が最初の修了確認期限となっています。本年8月末から9月の時点における免許状更新講習の受講状況を把握している県教育委員会からの情報に基づくサンプル調査結果を踏まえ、来年3月31日に修了確認期限が到来する方のうち、講習の全部又は一部を履修済みでない方はおよそ5,100人と見積もられます。
2. これまでもお知らせしている通り、来年3月31日に修了確認期限を迎える方については、来年1月31日までに、免許状更新講習の受講を終了した上で免許管理者宛てに修了確認申請を行うか、免許管理者宛てに所定の延期申請又は免除認定の申請を行うことが必要です。現職教員が申請期限(修了確認期限の2ヶ月前)までに必要な申請を行わず、修了確認期限までに修了認定等が行われない場合には、免許状が失効し、教育職員を失職することになることを踏まえ、免許管理者・任命権者等におかれては、特に来年3月31日に修了確認期限を迎える現職教員の方に対する周知、受講機会の確保等につき、適切な対応を引き続きお願いします。
3. なお、来年3月31日に修了確認期限が到来する方で、本年12月31日までに免許状更新講習の受講を終了できなかった場合には、免許管理者への申請を来年1月31日までに行うことにより、修了確認期限を2ヶ月延期することも可能となっています。この場合、来年2月に開設される免許状更新講習として、例えば放送大学のものが受講可能です(受講が可能な期間:2月1日～2月21日。ただし、放送大学連携教育課<電話:043-298-4259>に事前連絡のうえ、本年11月中の受講申込みが必要)。免許管理者・任命権者等におかれては、これらの措置についてもあわせて周知の上、期限までに必要な申請手続が行われることにつき、適切な対応をお願いします。
4. あわせて、任命権者等におかれては、それぞれの地域における受講状況を踏まえつつ、必要な場合には地元の大学等に免許状更新講習の開設を働きかけること、また、免許状更新講習を開設する大学等におかれても、都道府県教育委員会等との情報交換を行い、各地域での適切な規模の免許状更新講習を開設することにつき、ご尽力いただくよう引き続きお願い申し上げます。

教員免許更新制の実施状況①

受講対象教員数（推計）

修了確認期限が平成23年3月31日	85,487人
修了確認期限が平成24年3月31日	84,243人
修了確認期限が平成25年3月31日	89,748人
修了確認期限が平成26年3月31日	88,729人
修了確認期限が平成27年3月31日	85,980人

受講者数

	平成20年度 予備講習	平成21年度 更新講習	20年度・21年度 合計
必修領域	12,593人	61,490人	74,083人
選択領域	32,724人	154,745人	187,469人

※選択領域の受講者数は延べ人数。

※「予備講習」は、平成21年度からの更新制の実施に向けて、各大学等が文部科学大臣の指定を受けて、平成20年度に試行的に行った講習。修了確認期限が平成23年3月31日の現職教員は、予備講習の受講により更新講習の受講の免除を受けることができる。

教員免許更新制の実施状況②

更新講習開設状況

●平成21年度 開設認定実績

	開設大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	321大学等	922講習	113,888人	39,080人以上
選択領域	502大学等	8,642講習	138,487人	139,651人以上

●平成22年度 開設認定実績（平成22年12月時点）

	開設大学数	講習数	受入定員	
			対面式	通信等
必修領域	242大学等	616講習	67,410人	23,950人以上
選択領域	396大学等	5,548講習	78,492人	60,753人以上

※選択領域の受講定員は18時間相当に換算

平成21年度更新講習の実施状況

●講習数

	必修	選択
認定講習数	922講習	8,642講習
実施講習数	894講習	7,607講習
廃止講習数	28講習	1,035講習

※「廃止講習数」は、受講申込者がいなかったあるいは極めて少なかったなどの事情により、実施しなかった講習の数。

●受講人数・履修認定人数

	必修	選択
受講人数	61,490人	154,745人
履修認定人数	61,256人	154,134人
履修認定を受けなかった人数	234人	611人

※人数は全て延べ人数。

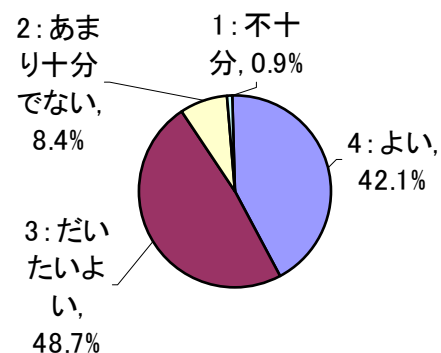
※「履修認定を受けなかった人数」は、講習の一部分のみを受講した、通信教育等による講習で課題を提出しなかったなど、当該講習の全体を受講しなかった者や、履修認定試験に不合格だった者など、受講人数のうち履修認定を受けなかった者の数。

平成21年度免許状更新講習 事後評価結果について

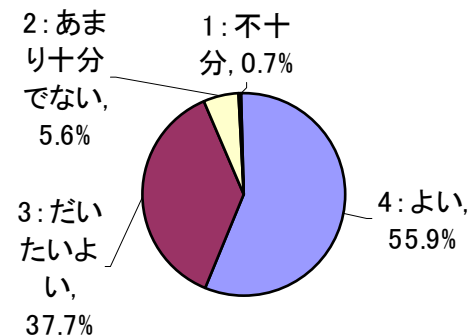
(平成22年8月時点 集計完了分)

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
 - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
 - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
 - III. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。

＜3項目の合計値＞ 【必修領域】



【選択領域】

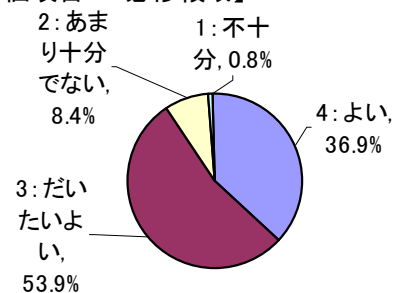


※上記及び次頁の結果は、平成21年度に実施された講習のうち、平成22年8月時点で評価結果の集計が完了している、以下の講習についてまとめたもの。

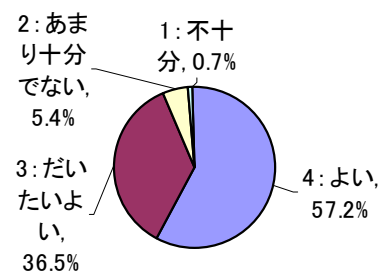
	開設者数	講習数	受講者数 (延べ人数)
必修領域	315大学等	876講習	60,680人
選択領域	491大学等	7,536講習	152,364人

<項目Ⅰ. 講習の内容・方法についての総合的な評価>

【評価項目Ⅰ:必修領域】

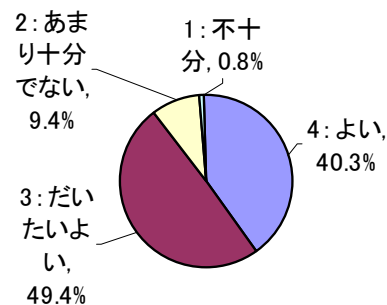


【評価項目Ⅰ:選択領域】

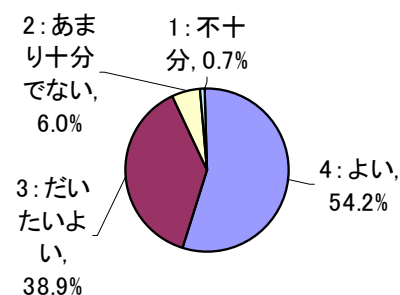


<項目Ⅱ. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価>

【評価項目Ⅱ:必修領域】

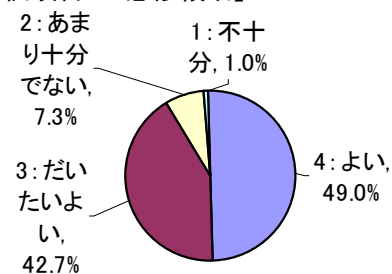


【評価項目Ⅱ:選択領域】

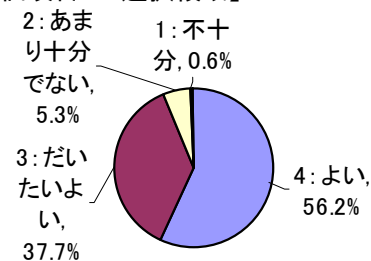


<項目Ⅲ. 講習の運営面(受講者数、会場、連絡等)についての評価>

【評価項目Ⅲ:必修領域】



【評価項目Ⅲ:選択領域】



採用と学校現場への多様な 人材の登用について

平成22年度各県市別受験者数、採用者数、競争率

区分	小学校			中学校			高等学校		
	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率	受験者数	採用者数	競争率
青森県	579	23	25.2	603	41	14.7	565	68	8.3
岩手県	539	24	22.5	488	36	13.6	526	40	13.2
長崎県	579	38	15.2	529	25	21.2	530	45	11.8
沖縄県	1,446	108	13.4	1,080	41	26.3	1,924	87	22.1
福島県	824	63	13.1	932	35	26.6	1,220	94	13.0
：									
秋田県	150	15	10.0	355	10	35.5	408	29	14.1
：									
新潟県	543	79	6.9	661	72	9.2	500	60	8.3
：									
東京都	5,733	1,628	3.5	8,413	601	8.6	—	376	8.6
：									
川崎市	724	235	3.1	558	106	4.6	—	15	4.6
大阪市	993	323	3.1	977	234	4.2	169	11	15.4
愛知県	2,251	748	3.0	2,413	400	6.0	1,967	278	7.1
広島県・広島市	936	313	3.0	1,023	166	6.2	795	116	6.9
千葉県・千葉市	2,021	718	2.8	3,553	399	5.7	—	220	5.7
全国合計	54,418	12,284	4.4	59,060	6,807	8.7	34,748	4,287	8.1

- 調査対象は、都道府県・指定都市教育委員会が実施する公立学校教員採用選考試験における受験者・採用者
- 東京都、川崎市、千葉市の高等学校の受験者は中学校に含まれている。

(教職員課調べ)

教員採用における多様な人材を活用するための取組について (平成23年度選考試験)

受験年齢制限

<基本的年齢制限>

受験可能年齢の上限	県市数
制限なし	15
51歳以上～58歳以下	1
41歳以上～50歳以下	14
36歳以上～40歳以下	32
30歳以上～35歳以下	4

<基本的年齢制限の緩和>

- 教職経験者に対する受験年齢制限の緩和
 - 正規教員経験者 ……28県市
 - 常勤講師経験者 ……17県市
 - 非常勤講師経験者 …… 8県市
- その他の要件(民間企業経験や資格を有する者)による受験年齢制限の緩和 ……25県市
- 特定校種・教科についての受験年齢制限の緩和 ……9県市

特定の資格や経歴等を持つことによる一部試験免除・特別選考

	英語の資格	スポーツ・芸術での技能や実績	国際貢献活動経験	社会人経験	教職経験
実施県市数	36	35	20	44	61

※ 特別免許状を活用した選考 30県市

特定の資格や経歴等を持つことによる一部試験免除の例

対象となる校種等	中学校英語、高等学校英語
特別免許状の活用	無
資格要件	TOEFL580点以上取得者、TOEIC860点以上取得者、実用英語技能検定1級合格者のいずれかに該当する方
選考方法・試験内容	第1次試験(筆記試験)のうち専門教科を免除
採用者数	4名(H21)、7名(H22)

対象となる校種等	全校種
特別免許状の活用	無
資格要件	スポーツの分野において全国的規模以上の協議会で優秀な成績を有する人、芸術等の分野において全国的規模以上のコンクール・展覧会等で優秀な成績を有する人
選考方法・試験内容	専門試験、実技試験を免除
採用者数	11名(H21)、6名(H22)

特定の資格や経歴等を持つことによる特別選考の例

名称	民間企業等経験者を対象とした選考
対象となる校種等	小学校・中学校・特別支援学校・高等学校
特別免許状の活用	無
資格要件	民間企業・教職以外の公務員・NPO等の経験が平成23年3月31日までで3年以上ある者
選考方法・試験内容	筆記試験(専門)、小論文、面接(集団・個人)、教科により実技あり。
採用者数	7名(H21)、11名(H22)

名称	社会人特別選考
対象となる校種等	高等学校教諭等
特別免許状の活用	有
資格要件	理学、農学、工学における博士の学位を有する者で、社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者。
選考方法・試験内容	第一次選考は書類選考、第二次選考は適性検査、個別面接と論文
採用者数	1名(H21)、2名(H22)

採用者数における新卒者・民間企業経験者の数及び比率について

年度	採用者総数	うち新卒者数	うち 民間企業等勤務経験者数
平成16年度	20,314	5,118 (25.2%)	2,068 (10.2%)
平成17年度	21,606	5,403 (25.0%)	2,347 (10.9%)
平成18年度	22,537	5,341 (26.0%)	1,770 (8.6%)
平成19年度	22,647	5,680 (27.4%)	1,751 (8.4%)
平成20年度	24,850	6,393 (27.9%)	1,444 (6.6%)
平成21年度	25,897	7,127 (29.4%)	1,391 (6.0%)
平成22年度	26,866	7,828 (31.2%)	1,367 (5.9%)

●調査対象は、都道府県・指定都市教育委員会が実施する公立学校教員採用選考試験における採用者 (教職員課調べ)

●「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

●平成18年度より一部自治体においては受験者の経歴等を把握していないため、当該自治体の採用者を除いた人数を基に比率を計算している。(採用者総数については全都道府県の採用者の合計を記載している。)

多様な人材を登用するための施策について

特別免許状

H20年度授与件数： 56件

(平成元～20年度総授与件数：346件)

(【中学校】英語4, 音楽・社会・宗教各1 【高校】看護20, 英語4, 保健体育・工業・福祉・家庭・音楽・公民・宗教・情報・理科各1 【特別支援学校】16)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

○ 主な事例

高等学校の書道[書道家]、公民[新聞記者]、保健体育[高校野球監督]、英語[企業で英文和訳担当]、家庭[調理師専門学校教員]、工業[製鉄会社職員]、商業[企業で会計処理担当]、水産[航海士]、看護[医師・看護師]、宗教[住職・牧師]、中学校の理科[農学博士・研究者]

特別非常勤講師

H20年度届出件数： 21, 359件

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、免許状を有しない者を教科等の一部領域(例：看護、芸術等)を担当する非常勤講師に充てることができる。

教員資格認定試験

H21年度合格者数： 幼稚園75人、小学校253人、特別支援学校42人

(H21年度までの合格者総数： 幼稚園1, 294人(H17～)、小学校6, 643人(S48～)、特別支援1, 160人(S48～))

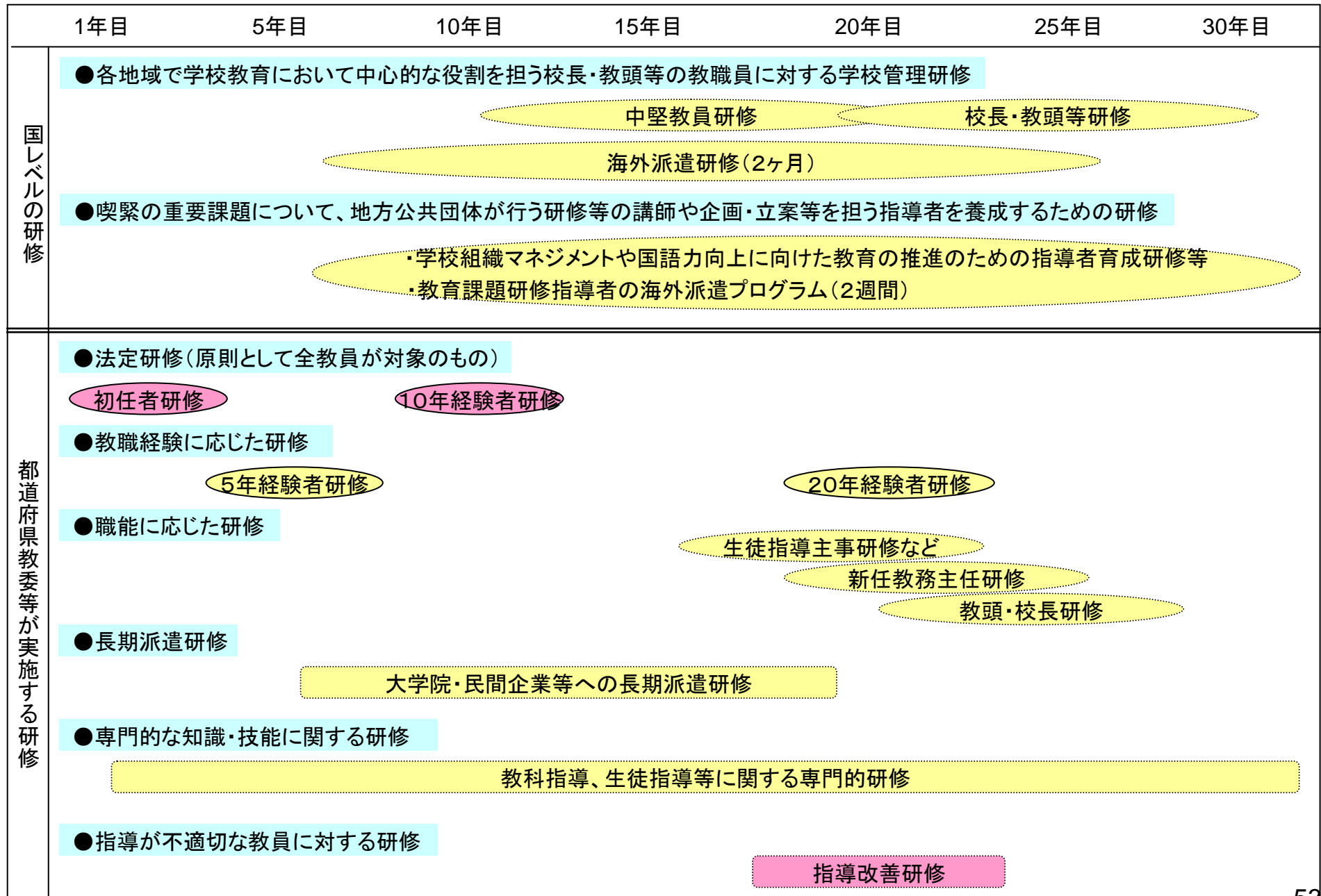
大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者には、普通免許状を授与する。

○ 実施している試験

- ① 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状)
- ② 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)
- ③ 特別支援学校教員資格認定試験
(特別支援学校自立活動教諭一種免許状(視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育))

現職研修等について

教員研修の実施体系



初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(昭和63年制度創設、平成元年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 校内研修

時間数: 週10時間、年間300時間程度
講師: 拠点校指導教員、校内指導教員

【実施上の留意点】

- ・個々の初任者の経験や力量、個々の学校の抱える課題に重点を置く
- ・授業の準備から実際の展開に至るまでの授業実践の基礎(指導案の書き方、板書の仕方、発問の取り方等)について、きめ細かく初任者を指導

II. 校外研修

日数: 年間25日間程度
研修場所と研修内容

- ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導
- ②企業・福祉施設等での体験研修
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修(4泊5日程度)

【実施上の留意点】

- ・校内研修との有機的な連携を保つ
- ・初任者が自己の問題意識に応じて講師や研修内容を選択できるようにする
- ・参加型・体験型研修、課題研究・討論など課題解決的な研修を多く取り入れる
- ・異なる規模の学校や他校種での研修等、他の学校での経験を得る機会を確保する

10年経験者研修の概要

1. 目的: 個々の能力、適性等に応じて教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
3. 実施者: 各都道府県、指定都市、中核市教育委員会
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成14年制度創設、平成15年度から実施)
5. 研修内容: 任命権者が定める。
(教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立)

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 評価・研修計画書の作成

①能力、適性等の評価

- ・都道府県教育委員会は、評価基準を作成し、各学校に配布
- ・校長は、評価基準に基づき、受講者の能力、適性等について評価を行い、評価の案を市町村教育委員会に提出
- ・市町村教育委員会は、調整等を行った後、最終的に評価を決定

②研修計画書の作成

- ・校長は、評価を踏まえ、研修計画書の案を作成
- ・市町村教育委員会は、評価の結果に基づき、受講者ごとに受講すべき講座等を記載した研修計画書を作成

II. 研修の実施

①長期休業期間中の研修

- 日数: 20日間程度※/場所: 教育センター等
- 講師: ベテラン教員、指導主事等
- 規模: 少人数形式
- 方法: 模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

②課業期間中の研修

- 日数: 20日間程度/場所: 主として学校内
- 助言: 校長、教頭、教務主任等
- 方法: 研究授業、教材研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について」
(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保

○ この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

(独)教員研修センターの概要

学校教育の機会均等の保障と教育水準の維持等のため、
国と**自治体**とが、それぞれ適切な役割により、教員の資質能力を向上

国＝教育政策上、真に必要な研修を厳選し、自治体の行う研修の指導者や地域の中核指導者を養成

- ◆**喫緊課題の指導者養成** ⇒ いじめ・不登校・非行等の生徒指導、外国人児童生徒の教育、キャリア教育など、喫緊の重要課題について自治体の研修講師等の指導者を養成
 【喫緊課題研修】
- ◆**地域の中核指導者養成** ⇒ 理不尽な要求を繰り返す保護者（モンスターペアレンツ）対応等で必要な教育法規や、組織運営、危機管理等の研修により、総合的な学校経営力を備えた学校管理職等を養成
 【中央研修】

実施

独立行政法人「教員研修センター」

指導者養成

自治体＝教育センター等において、**全教員(約92万人)に対する研修等を実施**

自治体の研修実施権者=106
 47都道府県、19指定都市、
 40中核市

- 「**初任者研修**」、「**10年経験者研修**」など全教員を対象とした**法定研修**を実施
- センターの研修受講者等が講師となり、地域の実情等に応じた**喫緊の重要課題研修**を実施 など

- ◎**設 立** 平成13年4月設立 ← 文科省が直接実施してきた研修等を一元的・集中的に実施するため、業務、予算・定員(28人)等に移管
- ◎**所 在 地** つくば本部：茨城県つくば市立原3番地(土地67,559㎡、建物19,440㎡、宿泊施設300室)……
 東京事務所：東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門YHKビル4階(建物310㎡、借料等31百万円/年)
- ◎**予 算** 平成23年度要求：1,454百万円(前年度1,546百万円)
- ◎**役 職 員** 役員4人(うち非常勤1人)、職員41人(うち、プロパー11人、文科省出向者7人、国立大学・都道府県出向者23人)
 (平成22年9月現在)

(独)教員研修センターが実施する研修

●生徒指導、学校安全などの喫緊の重要課題の研修の指導者養成(18研修)

【喫緊の課題に関する研修等の指導者養成】

- ・ 生徒指導の指導者養成研修
- ・ 学校安全指導者養成研修
- ・ 学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・ 学校評価指導者養成研修
- ・ カリキュラム・マネジメント指導者養成研修
- ・ 国語力向上指導者養成研修
- ・ 道徳教育指導者養成研修
- ・ 環境教育指導者養成研修
- ・ 人権教育指導者養成研修
- ・ キャリア教育指導者養成研修
- ・ 小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修
- ・ 外国語指導助手研修
- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導の指導者養成研修
- ・ 子育て支援指導者養成研修
- ・ 子どもの体力向上指導者養成研修
- ・ 健康教育指導者養成研修
- ・ 食育指導者養成研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム

●各地域における高度な学校経営力を備えた学校管理職等を養成(3研修)

【地域の中核リーダー養成(中央研修)】

- ・ 教職員等中央研修
(校長・教頭等研修、中堅教員研修)
- ・ 事務職員研修(小・中学校、高等学校)
- ・ 教職員等海外派遣研修(英語教員等)

●自治体からの委託等により実施する研修(3研修)

- ・ 産業・理科教育教員派遣研修
- ・ 産業・情報技術等指導者養成研修
- ・ 産業教育実習助手研修

教員研修センターについての事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成22年度予算における対応状況

(単位：百万円)

項目名	要求額	事業仕分けの結果 (H21. 11. 11)	国民から寄せられた意見	予算における対応	
					予算額
独立行政法人 教員研修センター	1,508	<p>【評価結果】 自治体・民間へ移管</p> <p>【主な理由・コメント】 ○ 教育研修は、自治体が責任をもって行うべき。国が定期的に研修を行う必要はない。</p> <p>○ 地方や民間に比べて、施設運営、ソフト面での効率性の説得性が不明。</p>	<p>○ 約300件の意見。</p> <p>○ そのうち、事業仕分けの結果に賛成する意見は概ね3割であり、例えば「各教育委員会の研修と重複している」、「費用対効果の関連から必要性が認められない」といった意見。</p> <p>○ 事業仕分けの結果に反対する意見は概ね7割であり、例えば「(自らの経験に照らし)研修終了後も研修生同士で交流を深めたり、他県教員との情報交換等全国的な視野拡大に大いに役立った」、「国は教育のレベルを保持する責任を持つべき」といった意見。</p>	<p>○ 事業仕分けや頂いた御意見を踏まえ、教員免許制度の抜本的な見直しや研修の充実など教員の質の向上を目的とする改革の中で、教員研修センターの役割の抜本的な見直しを検討して参ります。</p> <p>○ 特に、自治体・民間への移管については、このような改革の中で、研修に係る国と自治体との役割分担も含め抜本的な見直しを行い、国の役割を終えた研修は自治体にその実施を委ねるとともに、研修施設や宿泊施設の維持管理等の民間委託を進めて参ります。</p> <p>○ なお、平成22年度においては、研修の厳選及び受講定員の見直し等により、運営費交付金の予算要求額の縮減を図って参ります。</p>	1,407

指導改善研修の概要

1. **目的** : 指導が不適切な教員の指導の改善を図る。
2. **対象者** : 公立学校の教員のうち、任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)に指導が不適切であると認定された者
3. **実施者** : 任命権者(各都道府県、指定都市教育委員会)
4. **研修期間**: 原則として1年以内(延長の場合でも2年以内)
5. **研修内容**: 研修を受ける者の能力、適性等に応じて計画書を作成して実施
6. **根拠法** : 教育公務員特例法第25条の2 (平成19年改正、平成20年度から施行)
※平成20年以前から、各都道府県・指定都市教育委員会において、指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムの整備・運用がなされていたところ。

(指導改善研修後の措置)

任命権者が、指導改善研修後も指導の改善が不十分で、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。

《参照条文》

教育公務員特例法(昭和二十四年一月十二日法律第一号)

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6・7 (略)

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成21年度 指導が不適切な教員の人事管理に関する取組等について(概要)

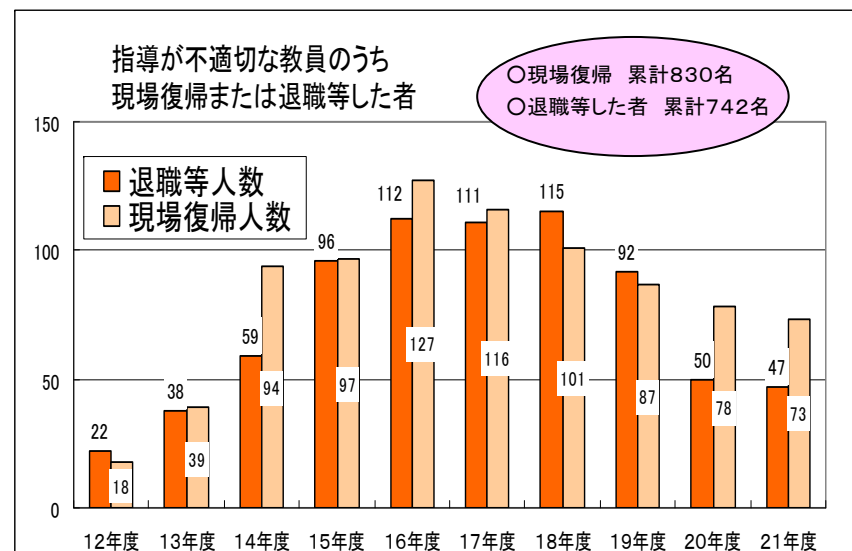
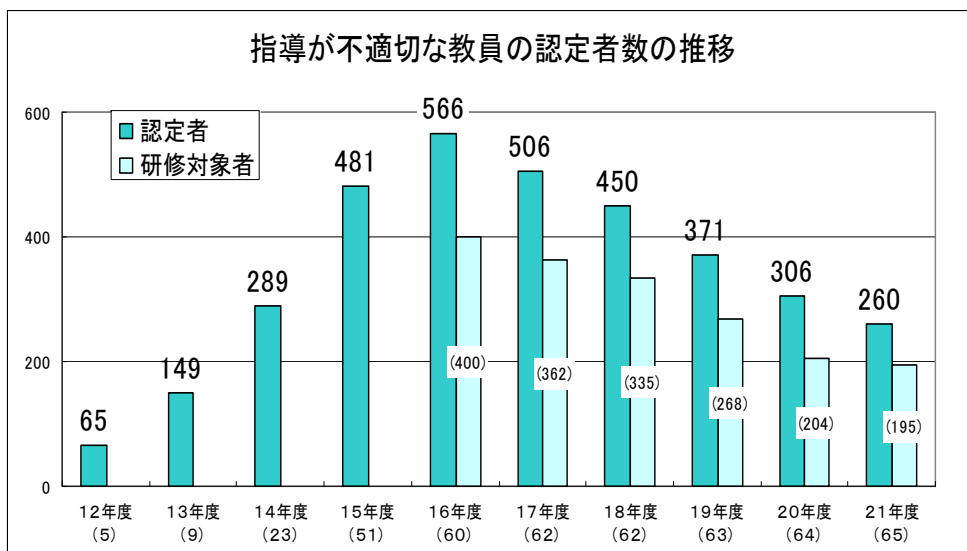
1. 調査対象・調査時点

全ての都道府県・指定都市教育委員会を対象として、平成21年度の状況について調査

2. 指導が不適切な教員の認定者数

全ての教育委員会において指導が不適切な教員の人事管理に関するシステムが整備されており、21年度における現場復帰(73名)や退職等した者(47名)を含め、これまでの取組の中で、現場復帰(830名)や退職等した者(742名)がでており、一定の対応が進められている。

認定者 総数 (①+②+③)	①21年度に研修を受けた者							② 研修受 講予 定の うち、 別 の措 置が な れた 者	③ 22年 から の研 修 対 象 者	
	現 場 復 帰	依 願 退 職	分 限 免 職	分 限 休 職	転 任	研 修 継 続	そ の 他 〔 傷 病 特 別 休 職 〕			
260	181	73	42	3	6	2	54	1	14	65



※ 研修対象者(当該年度)については、16年度より調査。
 ※ 年度の下のカッコは、指導が不適切な教員を認定する人事管理システムを導入している県市の数を示す。

※ 退職等人数には、依願退職、分限免職、転任が含まれる。

教育委員会・大学等の関係機関の 連携・協働について

教育委員会と大学等との連携の取組例

1. 教員養成段階における連携

① 教職実践演習

- ・ 大学が授業計画の立案にあたり教育委員会や学校等から意見聴取、大学の授業内容の一部を教育委員会や学校等との連携により実施予定。
〔例： ・ 教職実践演習の担当者として教育委員会から出向者を派遣
・ 現職教員や実務家教員を講師とした授業を実施
・ 授業の中で学校におけるフィールドワークを実施〕

② 教育実習

- ・ ほぼすべての都道府県において、大学と教育委員会の連絡協議会を実施。

③ 人事交流等による連携

- ・ 実務家教員や教育委員会からの出向者を大学の教職科目の担当教員として位置付け。

④ 教職大学院における連携

- ・ 実務家教員を必要専任教員の4割以上置くことを法令上規定。

実務家の専任教員 183名(全25大学419名中)

- ・ 45単位のうち10単位以上を学校等での実習を行うよう義務化。

実習を行う連携協力校(公立学校)の確保が義務化されており、教育委員会・学校との連携が不可欠。

- ・ 教育委員会から現職教員が教職大学院に学生として派遣。

323名(平成21年度の全体の入学者802名のうち)

- ・ 認証評価に学校関係者が参加。評価項目として「教育委員会及び学校等との連携」を設けている。

2. 研修段階における連携

① 初任者研修における教育委員会と大学の連携

- ・ 講師派遣や研修教材等の作成において連携・協力
34区市(平成21年度:全106郡市中)
- ・ 大学の講座等を利用した専門的研修を実施
5区市(平成21年度:全106郡市中)

② 10年経験者研修における教育委員会と大学の連携

- ・ 講師派遣や研修教材等の作成において連携・協力
37区市(平成21年度:全105郡市中)
- ・ 大学の講座等を利用した専門的研修を実施
35区市(平成21年度:全105郡市中)
- ・ 研修内容の企画・立案において連携・協力
7区市(平成21年度:全105郡市中)

3. その他

- ・ 免許状更新講習の開設するにあたり、大学が教育委員会と連携して企画・立案。
〔 例: ・ 免許状更新講習の担当者として教育委員会から出向者を派遣
・ 講習受入れ人数について、大学が教育委員会と連携して検討 〕
- ・ 教育委員会の実施する免許法認定講習において、大学から講師派遣。

4. 連携の具体例

【実習・ボランティア・体験活動での連携】

○ 島根大学

島根県・鳥取県教育委員会と連携し、学部段階で「1000時間体験学修ボランティア」を実施。「教育支援センター」を設置し、プログラムの企画・運営・管理、島根県・鳥取県教育委員会との人事交流によるスタッフの配置等により実践的指導体制を確立している。

○ 兵庫教育大学

教職大学院研究・連携推進センターを設置し、「実習」を核として、学校現場と共同による教職大学院モデル教材開発や、実習のコーディネート・実習生支援、連携協力校との共同研究などを進め、教職大学院の高度化・実質化を図っている(22特別経費)。

【理科教育での連携】

○ JSTの「理数系教員(CST:コア・サイエンス・ティーチャー)養成拠点構築事業」では、教育委員会との連携を条件に、理工系学生等を対象に、地域で中核的役割を担う理数系の小・中学校教員(CST)の養成や養成プログラムの開発を行うことを支援。

・ お茶の水女子大学

理工学系研究科に在籍しながら2年間養成プログラムを受講し、小学校免許を取得可能としている。また、即戦力として現職教員から養成されたCSTは、地域の小学校教員向けに「理科の観察・実験等に関する研修」や「各学校への出前研修」を実施。

○ 奈良教育大学

理数教育研究センターを運営し、地域協力校と連携した地域の現職教員を対象とした理数科特別研修講座の開催や、大学院生を対象に学校現場への計画的な派遣や学内での教材・カリキュラム開発・研究を行い、学校現場での理数科教育支援及び大学院生の資質能力の向上を図っている。(22特別経費)

【特別支援教育の分野での連携】

○ 埼玉大学

さいたま市教育委員会と連携し、大学から学生・院生をさいたま市の小・中学校に派遣し、LD児、ADHD児等の軽度発達障害児の学習をサポート。また、附属特別支援学校に開設された発達支援相談室「しいのみ」で、地域の保護者からの教育相談を行うとともに、市内の小・中学校を対象に特別支援教育に関して巡回相談を行い、特別支援教育コーディネーター養成研修、専門研修を開催。(現代GP)

○ 京都教育大学

京都教育大学特別支援教育臨床実践センター、京都府・京都市教育委員会、学校の三者が協働して、特別支援学校の若手リーダーや特別支援教育のスペシャリストを養成。公立学校でのアクション・ラーニングを通して、臨床心理学・医学・教育学の視点から、特別支援教育の核となる3つの技能を育成するとともに、大学院における3つの資格に直結する科目や研修を充実して、特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高める。(専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム)

○ 福島大学

附属特別支援学校に設置した発達支援相談室「けやき」を中核として、特別支援教育の実践的研究を行うとともに、県・市教育委員会等と連携して専門的力量をもった現職教員の研修の場を提供している(21特別経費)。

【特別支援教育及び理科教育分野での連携】

○ 大妻女子大学

千代田区教育委員会と協力し、特別支援教育支援員と理科支援員を育成するプログラムを実施し、地域の教育支援員として育成する。大学教員及び千代田区等の教育現場の教員や支援員等が講師となり、実践的演習や実習を取り入れた実践的なプログラムを実施。(社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム)

【外国人児童生徒の支援での連携】

○ 愛知教育大学

周辺の市教育委員会や学校と連携して、外国人児童生徒の学習を支援するため、学生を周辺地域の小中学校に派遣し、学校での取り出し授業の支援や放課後算数教室・日本語教室を開催。また、現場教員と連携して外国人児童生徒のためのカリキュラムを開発。(現代GP)

【学力問題での連携】

○ 琉球大学

教育委員会や学校、地域と連携し、沖縄県の子どもの学びと育ちを支える「21世紀おきなわ子ども教育フォーラム」を立ち上げ、①全国学力・学習状況調査の結果を分析し各教科の授業開発を行うことにより、沖縄県学校教員の授業力向上を図るためのプログラム、②教職実践演習を総仕上げとする各種実習科目の充実により、教育学部学生・院生の教育力向上を図るためのプログラム、③子どもたちの生活環境の改善や離島における教育活動など、地域における教育力を創造するためのプログラムを実施。(21特別経費)

【不登校問題での連携】

○ 福井大学

教育委員会と連携し、学生が不登校児の家庭や相談室等に出かけ、ともに話し遊び学習の援助者になるライフパートナー事業や月2回、人形劇やひらめき理科ブロックなど子どもの主体的な学習活動を学生が支援する探求ネットワーク事業を実施。(特色ある大学教育支援プログラム)

【実践的なセンターを活用した連携】

○ 岡山大学

「教師教育開発センター」を設置し、岡山県教育委員会・岡山市教育委員会等と連携し、学生の学校支援ボランティア活動や「教師への道」インターンシップ事業、現職教員研修の企画・運営、高等学校の発達障害支援事業や生き生き岡山っ子育成事業(中学校区単位幼小中一貫教育の連携事業)等約20の事業を展開。(大学教育推進プログラムGP)。

○ 鹿児島大学

教育学部附属実践総合センターで、鹿児島県教育委員会と連携し、全学の教員志望学生向けに教職の魅力や教師の専門性にかかわる内容を学ぶ「教員養成基礎講座」(年間を通し全15回)を開催し、目指す教師像や教師になるために何をどのように学ぶのか大学における「学び」の指針を修得させる。

【学生と若手教員の協働型教職研修を目的とした連携】

○ 山口大学

山口県教育委員会・山口市教育委員会と連携し、「ちゃぶ台方式(ちゃぶ台プロジェクト)」を実施。教職志望学生と若手教員、大学教員等が協働して、教育実践における課題、失敗の分析や評価をする省察する場として、学部内に「ちゃぶ台ルーム」を開設し、様々な研修、交流事業を実施(教員養成GP)。

【管理職を対象とした研修での連携】

- 東京学芸大学では、教育委員会と連携し、学校マネジメントマインドとスキルを備えた、“新しいスタイルの校長”育成をコンセプトに、若手校長や副校長または教頭等を対象として、3日間の集中講座の「学校マネジメントリーダー塾」(パイロット事業)を実施

【大学と教育委員会との連携による免許状更新講習の実施】

○ 岐阜大学等

岐阜県では、県内の12大学・短期大学等と岐阜県教育委員会及び岐阜市教育委員会とが連携協力し、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜として講習事業を実施。例えば、必修領域への対応については、大学教員と教育委員会指導主事らで共同講師団を結成するとともに、共通テキストを作成。

○ 筑波大学

茨城県教育委員会と連携し、事前事後アンケートを実施するとともに、茨城県内大学と茨城県教育委員会等の関係者も含めた連絡協議会を開催。講習内容や方法等の改善と質の向上を図る。